

むつ市 障がい者計画
第7期 障がい福祉計画
第3期 障がい児福祉計画

令和6年3月
青森県 むつ市

は　じ　め　に



むつ市では、平成30年3月に「むつ市障害者福祉計画」を策定し、相談支援体制の充実や障がいに対する理解の促進、社会参加のための環境整備等に取り組んできました。

また、障がいのある人が自立した生活や社会生活を営むとともに、障がいのある子どもが地域で必要な支援が受けられる体制を確保するため、令和3年3月に「第6期障害福祉計画」と「第2期障害児福祉計画」を策定し、障害福祉サービスの充実や、就労支援・自立支援等の社会参加促進を図るなど、障がい者施策の推進に取り組んできました。

この間、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の一部改正や「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」の施行により、障がいのある人が直面する社会的障壁を取り除くための施策や、情報アクセシビリティの向上に向けた施策など、新たな施策への取り組みがなされています。

こうした国の施策や地域の実情を踏まえ、障がいのある人を総合的に支援するための市の指針として、新たに「むつ市障がい者計画」、「第7期障がい福祉計画」及び「第3期障がい児福祉計画」を一体的に策定いたしました。

本計画における基本理念は、「地域のなかで自分らしい暮らしができるまちづくり」とし、障がいのある人もない人もともに暮らせる共生社会の実現に向け取り組んでまいりますので、市民の皆様には、この計画の趣旨を御理解いただき、一層の御協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、アンケート及びヒアリング調査を通して貴重な御意見をいただきました市民の皆様をはじめ、貴重な御意見と御審議を賜りました策定委員会委員の皆様、並びに関係機関の皆様に対しまして、心から感謝申し上げます。

令和6年3月

むつ市長 山本知也

第1部 計画の基本事項.....1

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景	1
2 計画の位置づけと計画期間	2
3 策定体制	4
4 障がい者施策をめぐる法改正等	5
5 国の動向（基本指針見直しの主な事項）	6
第2章 障がいのある人を取り巻く環境	7
1 むつ市の概況	7
2 障がいのある人の状況	9
3 アンケート調査・事業所等調査からみる現状	14

第2部 計画の基本的な考え方.....23

第1章 計画の基本理念	23
第2章 計画課題と基本目標	24
第3章 施策体系	28

第3部 障がい者計画.....29

基本目標1 障がいへの理解と交流・配慮のある地域づくり	29
1-1 障がいへの理解・合理的配慮の推進	29
1-2 地域とのつながりや交流機会の推進	31
1-3 差別解消・権利擁護の推進	33
基本目標2 地域で自立をめざせる生活支援の充実	35
2-1 相談支援体制の強化	35
2-2 保健・医療体制の充実	38
2-3 障害福祉サービス・生活支援の実施	41
基本目標3 自分らしさを広げる社会参加の実現	44
3-1 就労移行支援の強化・職場定着の促進	44
3-2 インクルーシブ保育・教育の推進	47
3-3 生涯学習・スポーツ・芸術文化活動の推進	50
基本目標4 安全・安心して暮らせる地域づくり	52
4-1 暮らしやすい生活基盤の整備	52
4-2 安全・安心な共生のまちづくり	55

第4部 第7期障がい福祉計画.....59

第1章 第6期障害福祉計画の進捗について	59
1 各成果目標の状況	59
第2章 計画期間における成果目標の設定	63
1 施設入所者の地域生活への移行	63
2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	63
3 地域生活支援拠点等の整備	65

4 強度行動障がい者への支援体制整備	65
5 福祉施設からの一般就労移行	66
6 相談支援体制の充実・強化等	67
7 障害福祉サービス等の質の向上のための体制の構築	68
第3章 障害福祉サービスの見込み量及び確保策	69
1 訪問系サービス	70
2 日中活動系サービス	72
3 施設系サービス	77
4 居住支援系サービス	78
5 訓練系・就労系サービス	80
6 相談支援	86
第4章 地域生活支援事業	88
1 地域生活支援事業について	88
2 各年度のサービス見込量	89
3 実施に関する考え方（見込量確保の方策等）	91
第5部 第3期障がい児福祉計画.....	95
第1章 第2期障害児福祉計画の進捗について	95
1 障がい児支援の提供体制の整備等	95
第2章 計画期間における成果目標の設定	97
1 障がい児支援の提供体制の充実	97
第3章 計画期間におけるサービスの見込み量	99
1 障害児通所支援	99
2 障害児相談支援	103
第6部 計画の推進.....	105
1 計画の推進体制	105
2 計画の推進における連携	106
資料 編.....	107
資料1 策定委員会	107
1 むつ市障害福祉計画等策定委員会条例	107
2 委員名簿	109
資料2 用語解説	110

※「障がい」、「障害」の表記について

障がいの「害」という漢字の表記については、法律等で規定されている名称や用語等、やむを得ないものを除き、「障がい」「障がい者」という表記を用いています。

また、本計画より「むつ市障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」に名称を変更しています。

第1部 計画の基本事項

第1部 計画の基本事項

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景

これまで、むつ市（以下、「本市」という。）では、平成30年3月に「むつ市^{※1}障害者計画」を策定し、計画的な障がい者施策の推進を図ってきました。

また、令和3年3月には「むつ市第6期^{※2}障害福祉計画・第2期^{※3}障害児福祉計画」を策定し、サービス提供体制確保に関する目標値を定め、障がいのある方の支援に努めてきたところです。

この間、国においては令和3年5月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）の改正法が成立するなど、障がいのある人を取り巻く環境は変化しています。また、令和5年3月には、「障害者基本計画（第5次）」が閣議決定され、「^{※4}共生社会の実現に向け、障がいのある人が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障がいのある人の社会参加を制約する社会的障壁を除去するため施策の基本的な方向」が示されており、差別の解消や権利擁護の推進、^{※5}情報アクセシビリティの向上、自立した生活の支援など総合的に施策が展開されています。

こうした国の取り組みを踏まえ、本市においても障がいの有無にかかわらず、それぞれの個性を尊重し合いながら共生する、持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するため、新たに「むつ市障がい者計画」、「第7期障がい福祉計画」、「第3期障がい児福祉計画」（以下、「本計画」とします。）を一体的に策定し、障がい者施策の一層の推進を図ります。

^{※1}障害者計画：P.112 参照

^{※2}障害福祉計画：P.112 参照

^{※3}障害児福祉計画：P.111 参照

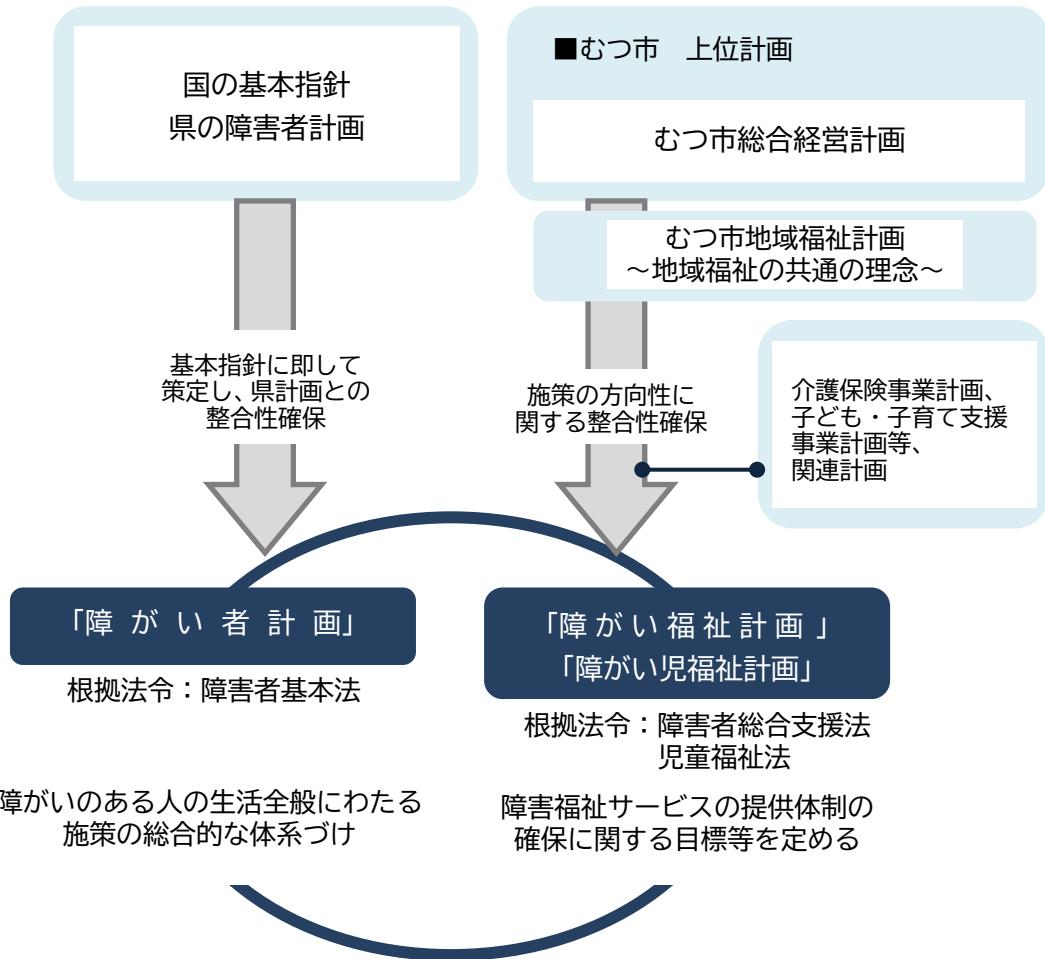
^{※4}共生社会：P.110 参照

^{※5}情報アクセシビリティ：P.112 参照

2 計画の位置づけと計画期間

本計画の位置づけは、次のとおりであり、「障がい者計画」、「障がい福祉計画」、「障がい児福祉計画」から構成されます。

図表1-1 計画の位置づけ



(1) 計画の法定根拠

[計画の法定根拠]

- 各計画の法的根拠は、以下のとおりです。

- **障害者計画** (※¹障害者基本法 第11条 第3項)
⇒ 主に障がい者施策の基本理念と施策の方向性を定めます。
- **障害福祉計画** (※²障害者総合支援法 第88条 第1項)
⇒ 主に数値目標と障害福祉サービスなどの見込み量を定めます。
- **障害児福祉計画** (児童福祉法 第33条の20 第1項)
⇒ 主に数値目標と障害児福祉サービスなどの見込み量を定めます。

※¹ 障害者基本法 : P. 112 参照

※² 障害者総合支援法 : P. 112 参照

[計画の対象者]

- 本計画における「障がい者」の概念は、障害者基本法（第2条 第1項）に基づき、身体障がい、知的障がい、精神障がい、※¹難病等、※²発達障がい、※³高次脳機能障がいなど、障がい者手帳の有無にかかわらず、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある人とします。
- 共生社会の実現のため、すべての市民の理解と協力が必要となることから、本計画の直接の対象は「障がいのある人」自身ですが、全市民を対象とします。

[市政における位置づけ]

- 本市は「むつ市総合経営計画」に掲げる「障害者福祉の充実」のなかのめざす姿として“障がいのある方が気軽に相談でき、助言を受けられる相談支援体制が充実し、障がいに対する理解促進と福祉環境の整備がなされ、障がいのある方もない方も住み慣れた地域で共に安心して暮らせる社会”的実現に向けて取り組んでいきます。
- その他に関連する、「介護保険事業計画」、「子ども・子育て支援事業計画」等、本市の保健福祉関連計画との整合性にも配慮します。
- 「障がい者計画」においては、障がい者制度の動向を踏まえ、障がい者施策の基本的な考え方を盛り込むとともに、「障がい福祉計画」、「障がい児福祉計画」においては、「必要な人に必要なサービスが提供され、持続可能なサービス提供体制を維持する」ことをめざします。

※¹難病等：P.114 参照

※²発達障がい：P.114 参照

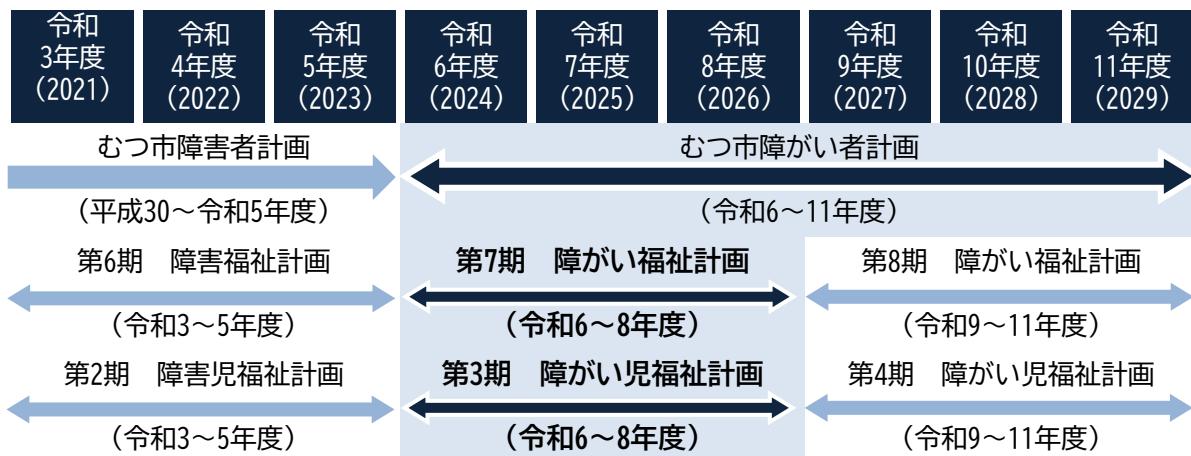
※³高次脳機能障がい：P.111 参照

(2) 計画期間

「障がい者計画」については、令和6年度から令和11年度までの6か年、「障がい福祉計画」、「障がい児福祉計画」については、令和6年度から令和8年度までの3か年間を計画期間として策定します。

なお、計画期間中においても、法制度の改正や社会情勢の大きな変化が生じた場合には、必要に応じて見直しを行うこととします。

図表1-2 計画の期間



3 策定体制

(1) アンケート調査による障がい者の意向把握

障がいのある人の状況や困りごと、ニーズなどを的確に把握し、計画策定の基礎資料とするため、市内在住及びむつ市居住地特例^{※1}対象の障がい者（児）等を対象にアンケート調査を実施しました。

(2) ヒアリングシートによるサービス提供事業所等の意向把握

障害福祉サービスの利用状況や課題、サービス提供事業者の意向等を把握し、計画策定の基礎資料とするため、サービス提供事業所等に対してヒアリングシートを配付し調査を実施しました。

(3) むつ市^{※2}地域自立支援協議会による計画の審議

本計画は、「むつ市地域自立支援協議会」（以下、「地域自立支援協議会」という。）において、第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の進捗状況の結果等に基づき、内容を検討し計画へ反映しました。

※1居住地特例：P.111 参照

※2地域自立支援協議会：P.113 参照

(4) むつ市障害福祉計画等策定委員会による審議

地域特性に応じた計画とするために、市民、福祉団体の代表者、学識経験者、公共的団体の代表者等で構成する「むつ市障害福祉計画等策定委員会」による審議を行いました。

(5) パブリックコメントの実施

パブリックコメントを実施し、市民の皆様から広く意見を募集しました。

4 障がい者施策をめぐる法改正等

近年の主な法改正等については、以下のとおりです。

図表1-3 法改正等

年	国	青森県
平成30年度 (2018)	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成28年法律第65号） ・障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（障害者文化芸術活動推進法）（平成30年法律第47号） 	
令和2年度 (2020)	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）の一部を改正する法律（令和元年法律第36号） 	障害者基本計画 (第4次) 障害者計画 第3次青森県
令和3年度 (2021)	<ul style="list-style-type: none"> ・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第56号） ・医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（医療的ケア児支援法）（令和3年法律第81号） 	
令和4年度 (2022)	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）（令和4年法律第50号） 	
令和5年度 (2023)	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号） 	障害者基本計画 (第5次) 障害者計画 第4次青森県

5 国の動向（基本指針見直しの主な事項）

市町村が第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画を作成するにあたり、直近の障害保健福祉施策の動向等を踏まえ改正された国が示す基本指針の主な内容は以下のとおりです。

図表1-4 基本方針の見直し（主な事項）

① 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

- ・重度障害者等への支援など、地域のニーズへの対応
- ・強度行動障害を有する障害者等への支援体制の充実
- ・地域生活支援拠点等の整備の努力義務化
- ・地域の社会資源の活用及び関係機関との連携も含めた効果的な支援体制の整備推進
- ・グループホームにおける一人暮らし等の希望の実現に向けた支援の充実

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神障害者等の相談支援業務に関して市町村における実施体制を整える重要性及び当該業務を通じた日頃からの都道府県と市町村の連携の必要性

③ 福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行及び定着状況に関する成果目標の設定
- ・就労選択支援の創設への対応について成果目標に設定
- ・一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時的な利用に係る法改正への対応
- ・地域における障害者の就労支援に関する状況の把握や、関係機関との共有及び連携した取組

④ 障害児のサービス提供体制の計画的な構築

- ・市町村における重層的な障害児支援体制の整備や、それに対する都道府県における広域的見地からの支援
- ・地域におけるインクルージョンの推進
- ・地方公共団体における医療的ケア児等に対する総合的な支援体制の構築について成果目標に設定
- ・障害児入所支援から大人にふさわしい環境への円滑な移行推進について成果目標に設定

⑤ 発達障害者等支援の一層の充実

- ・発達障害者等への相談支援体制等の充実
- ・発達障害者等及び家族等への支援体制の確保

⑥ 地域における相談支援体制の充実強化

- ・基幹相談支援センターの設置及び基幹相談支援センターによる相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の推進
- ・地域づくりに向けた協議会の活性化

⑦ 障害福祉サービスの質の確保

- ・障害福祉サービスの質に係る新たな仕組みの検討
- ・都道府県による相談支援専門員等の養成並びに相談支援専門員及びサービス管理責任者等の意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施

第2章 障がいのある人を取り巻く環境

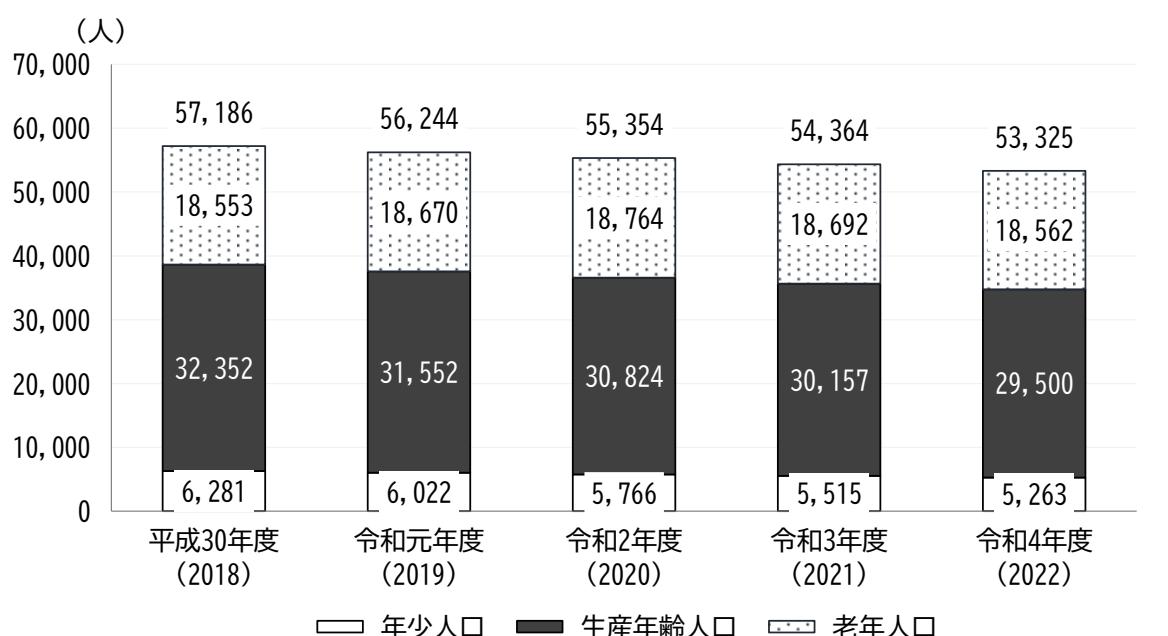
1 むつ市の概況

(1) 総人口の推移

住民基本台帳における本市の令和4年度末の総人口は53,325人となっています。総人口は減少が続いているおり、平成30年度から令和4年度にかけて3,861人(6.8%)減少しています。

また、世帯数も減少が続いているおり、令和4年度末には28,401世帯となっています。

図表1-5 人口（年齢3区分別）の推移
(平成30年度～令和4年度)



(単位：人・世帯・%)

		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)
総 人 口		57,186	56,244	55,354	54,364	53,325
3 区 分 別	年少人口	6,281	6,022	5,766	5,515	5,263
	生産年齢人口	32,352	31,552	30,824	30,157	29,500
	老年人口	18,553	18,670	18,764	18,692	18,562
世帯数		28,921	28,778	28,730	28,571	28,401
1世帯あたり人員		1.98	1.95	1.93	1.90	1.88

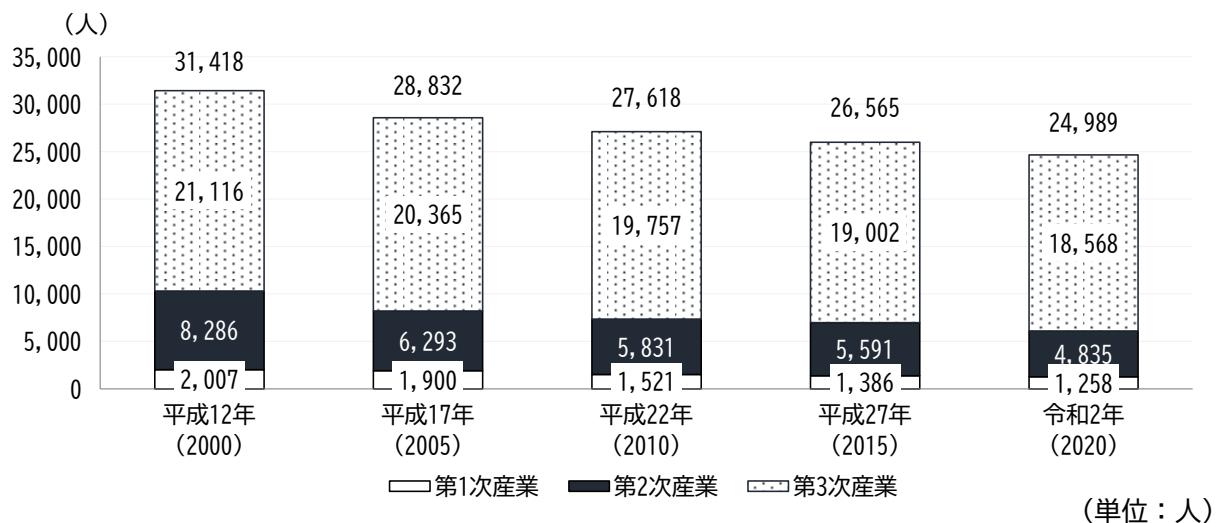
資料：むつ市住民基本台帳

(2) 産業構造

本市は、商業・サービス業の第3次産業を中心とした消費都市的な性格を有し、第1次産業は、地勢的条件から、農・林・水産のすべてが存在するという特性を持っています。

なお、国勢調査による本市（全体）の産業別（3区分）就業人口は、次のとおり各産業ともに減少しています。

図表1-6 産業構造
(平成12年～令和2年)



	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020)
就業者数	31,418	28,832	27,618	26,565	24,989
第1次産業	2,007	1,900	1,521	1,386	1,258
第2次産業	8,286	6,293	5,831	5,591	4,835
第3次産業	21,116	20,365	19,757	19,002	18,568
分類不能	9	274	509	586	328

※ 就業者数は、第1～3次産業別就業者に分類不能を含めた合計となっています。 資料：国勢調査

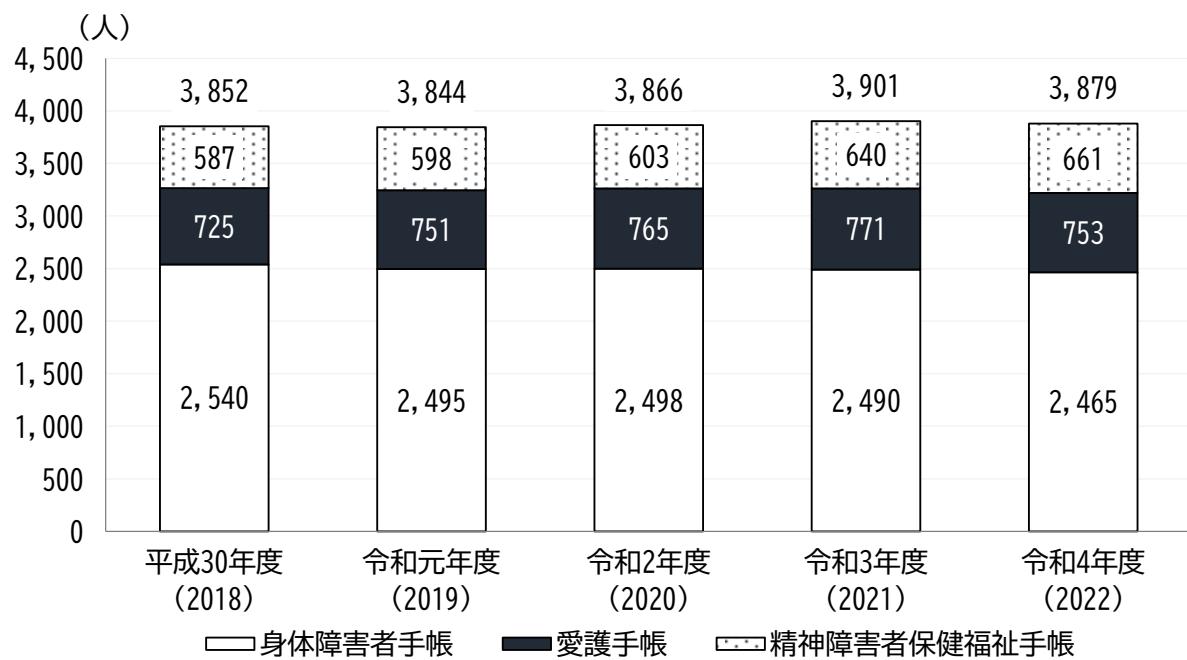
2 障がいのある人の状況

(1) 手帳所持者の状況

本市の障がい者手帳所持者数は増減しながら推移し、令和4年度末には3,879人（重複含む）となっています。

障がい者手帳所持者数の内訳をみると、※1精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加が続き令和4年度末には661人となっています。

図表1-7 障がい者手帳所持者数の推移
(平成30年度～令和4年度)



(単位：人)

	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)
障がい者手帳所持者	3,852	3,844	3,866	3,901	3,879
※2 身体障害者手帳	2,540	2,495	2,498	2,490	2,465
18歳未満	51	50	46	43	44
18歳以上	2,489	2,445	2,452	2,447	2,421
※3 愛護手帳	725	751	765	771	753
18歳未満	141	132	138	136	133
18歳以上	584	619	627	635	620
精神障害者保健福祉手帳	587	598	603	640	661
18歳未満	13	17	17	12	13
18歳以上	574	581	586	628	648

資料：青森県（各年度末現在）

※1 精神障害者保健福祉手帳：P.113 参照

※2 身体障害者手帳：P.112 参照

※3 愛護手帳：P.110 参照

手帳所持者以外にも精神疾患により、通院による治療を受けている人や難病患者等で治療を受けている人のほか、近年では心身の発達に偏りや心配のある子ども等、障がいの範囲の拡大とともに、様々な配慮や支援が求められています。

① 自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移

平成30年度から令和4年度の自立支援医療（精神通院医療）受給者数は増減しながら推移しています。令和4年度末時点の受給者数は1,079人となっています。

図表1-8　自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移
(平成30年度～令和4年度)

(単位：人)

	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)
精神通院医療受給者	1,038	956	1,026	1,088	1,079

資料：青森県（各年度末現在）

② 指定難病・小児慢性特定疾病医療受給者の推移

難病患者等の推移をみると、指定難病医療受給者は令和3年度まで増加していましたが、令和4年度に減少し、369人となっています。

また、小児慢性特定疾病医療受給者はおおむね横ばいで推移しており令和4年度末には61人となっています。

図表1-9　指定難病・小児慢性特定疾病医療受給者の推移
(平成30年度～令和4年度)

(単位：人)

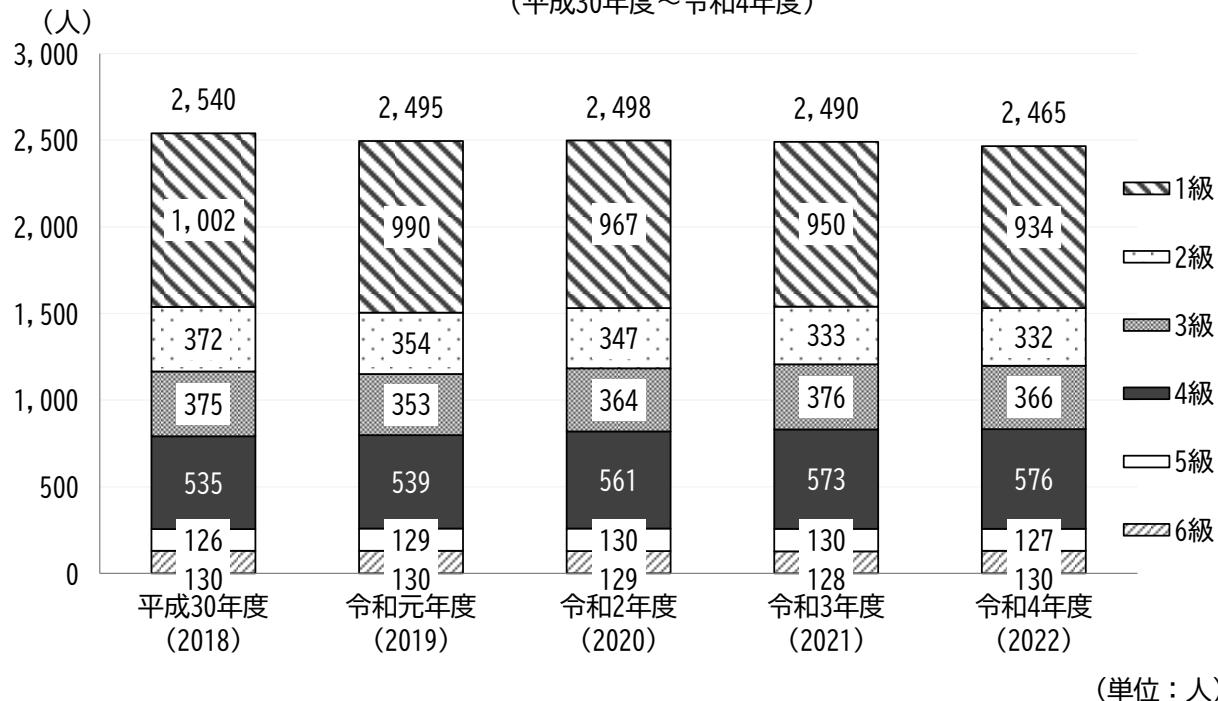
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)
指定難病医療受給者	357	361	391	413	369
小児慢性特定疾病医療受給者	58	63	64	58	61

資料：青森県（各年度末現在）

(2) 身体障害者手帳所持者の状況

等級別に身体障害者手帳所持者数の推移をみると、平成30年度から令和4年度にかけて重度（1級・2級）の方が多くを占めていますが、その認定者数は減少が続いています。

図表1-10 身体障害者手帳所持者数の推移（等級別・種類別）
(平成30年度～令和4年度)



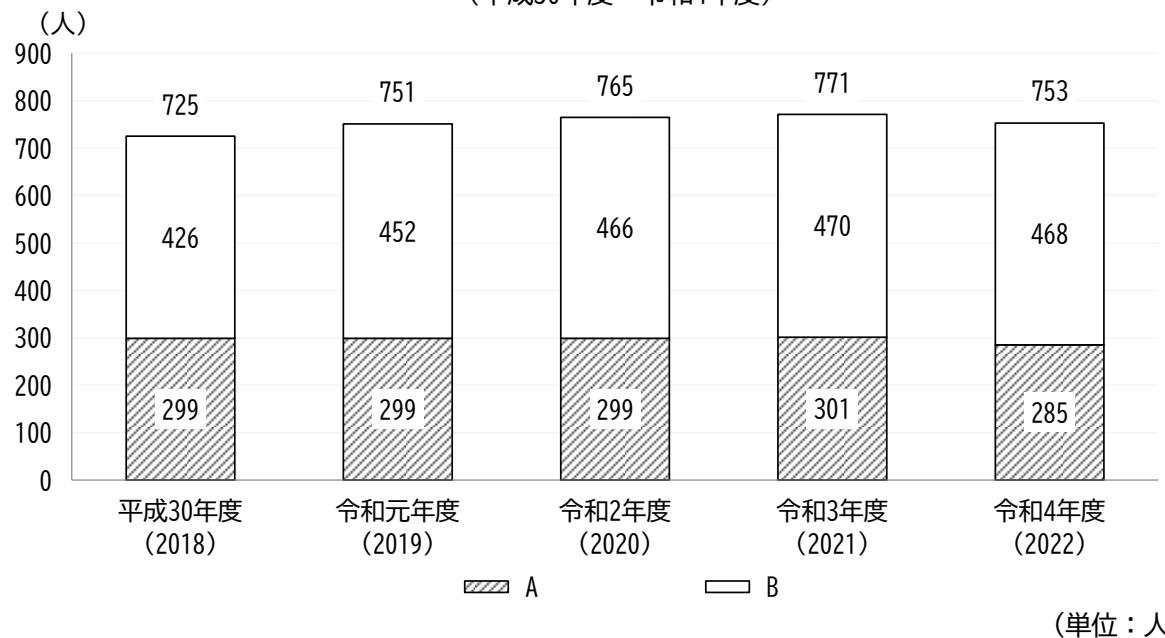
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)
身体障害者手帳所持者	2,540	2,495	2,498	2,490	2,465
等級別	1級	1,002	990	967	950
	2級	372	354	347	333
	3級	375	353	364	376
	4級	535	539	561	573
	5級	126	129	130	130
	6級	130	130	129	128
種類別	視覚障害	132	120	119	118
	聴覚・平衡機能障害	185	179	182	176
	音声・言語・そしゃく機能障害	30	32	30	30
	肢体不自由	1,250	1,240	1,220	1,194
	内部障害	943	924	947	972

資料：青森県（各年3月末現在）

(3) 愛護手帳所持者の状況

判定別に愛護手帳所持者数の推移をみると、令和3年度までは増加傾向にありました。しかし、令和4年度には減少しています。令和4年度末の所持者数はA（重度）が285人、B（中・軽度）が468人となっています。

図表1-11 愛護手帳所持者数の推移（判定別）
(平成30年度～令和4年度)



(単位：人)

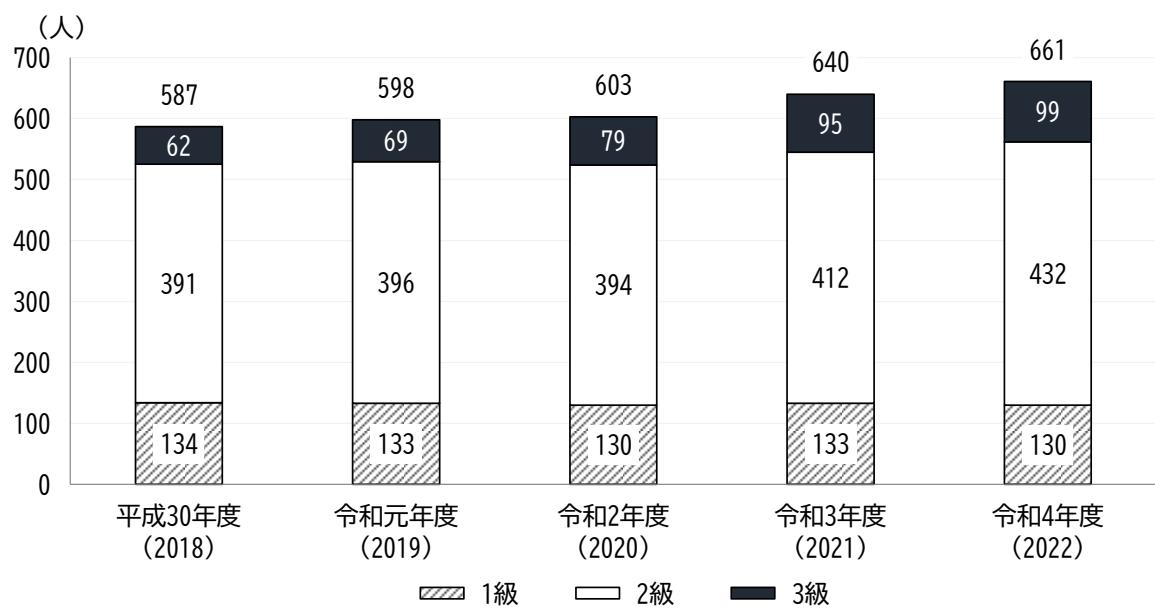
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)
愛護手帳所持者	725	751	765	771	753
A（重度）	299	299	299	301	285
B（中・軽度）	426	452	466	470	468

資料：青森県（各年3月末現在）

(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

等級別に精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、1級（重度）はおおむね横ばい、2級（中度）、3級（軽度）は増加傾向となっています。令和4年度末の所持者数は、1級（重度）が130人、2級（中度）は432人、3級（軽度）は99人となっています。

図表1-12 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（等級別）
(平成30年度～令和4年度)



	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)
精神障害者保健福祉手帳所持者	587	598	603	640	661
1級（重度）	134	133	130	133	130
2級（中度）	391	396	394	412	432
3級（軽度）	62	69	79	95	99

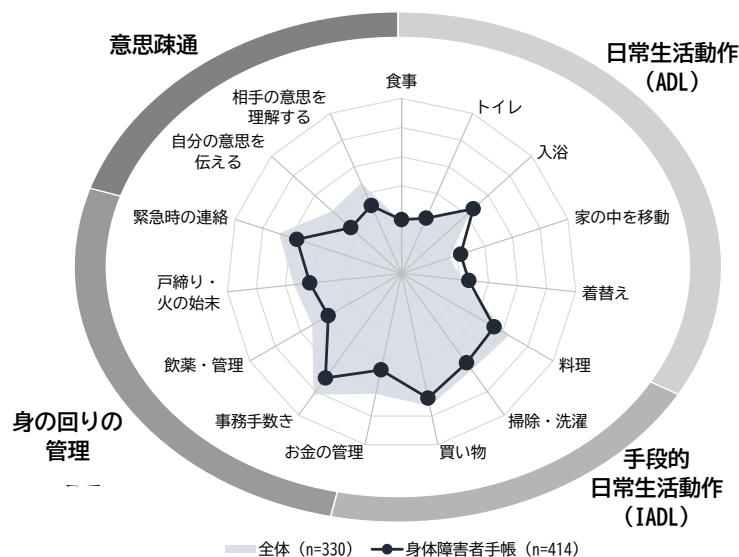
資料：青森県（各年3月末現在）

3 アンケート調査・事業所等調査からみる現状

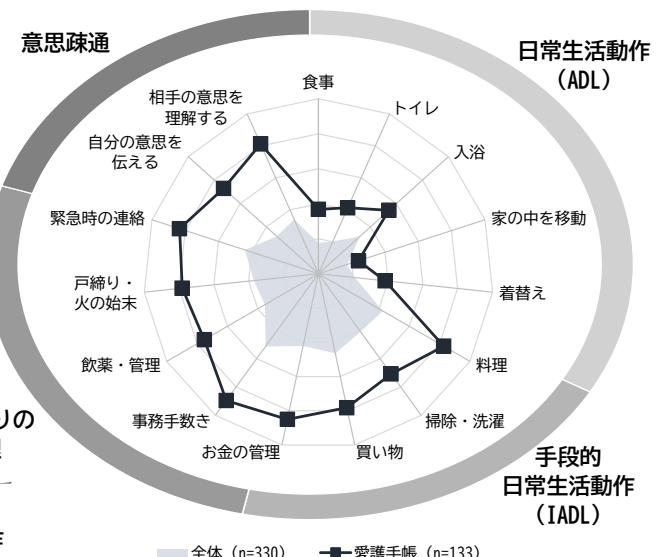
(1) 支援の必要なときについて

支援が必要なときを手帳所持者別にみると、各手帳所持者とも「事務手続き」が最上位に挙がっています。

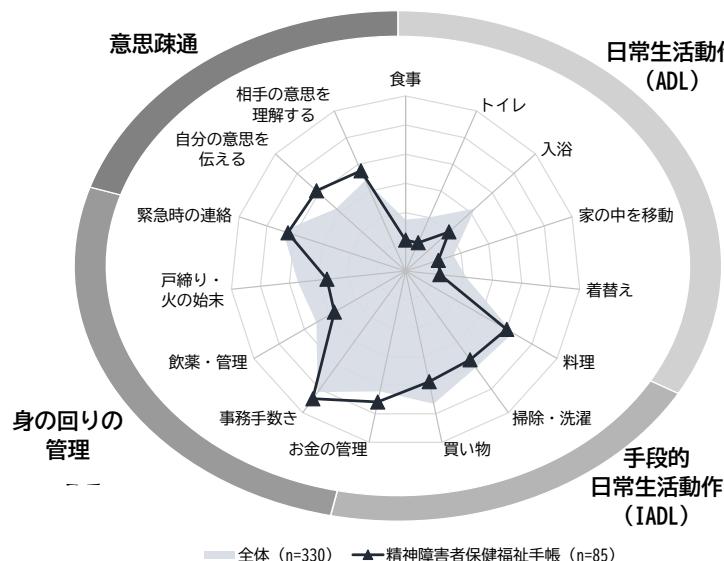
図表1-13 身体障害者手帳所持者



図表1-14 愛護手帳所持者



図表1-15 精神障害者保健福祉手帳所持者

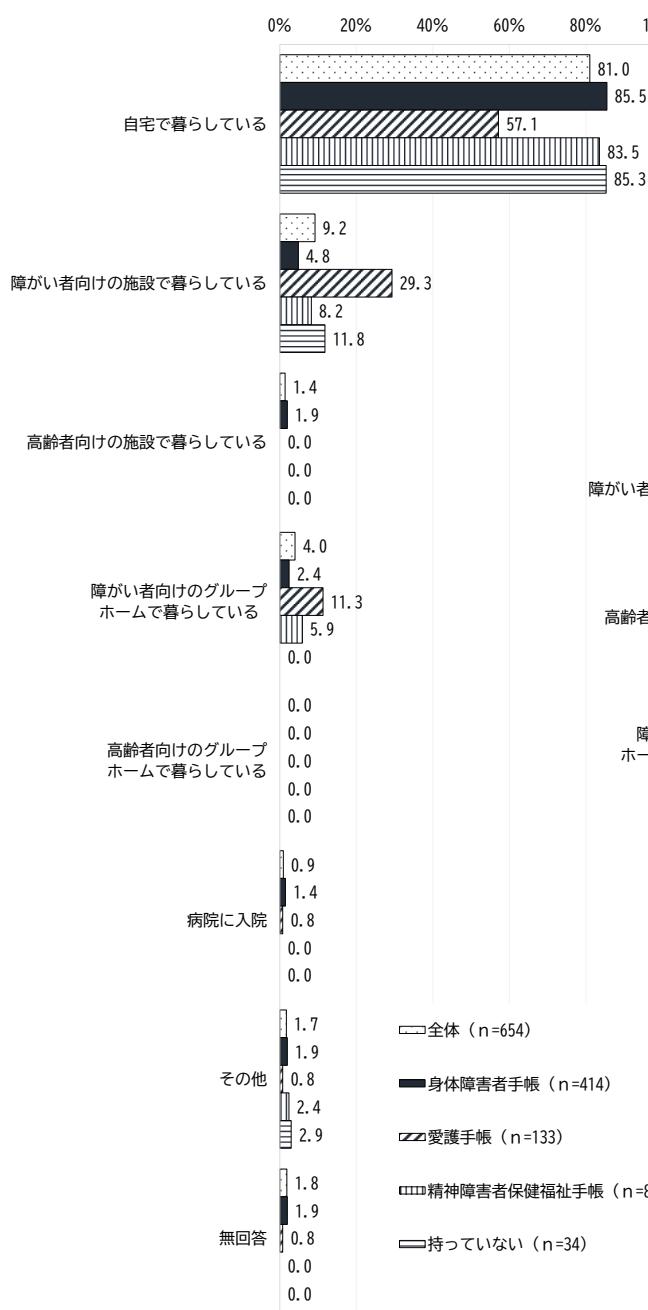


(2) 住まいや暮らしについて

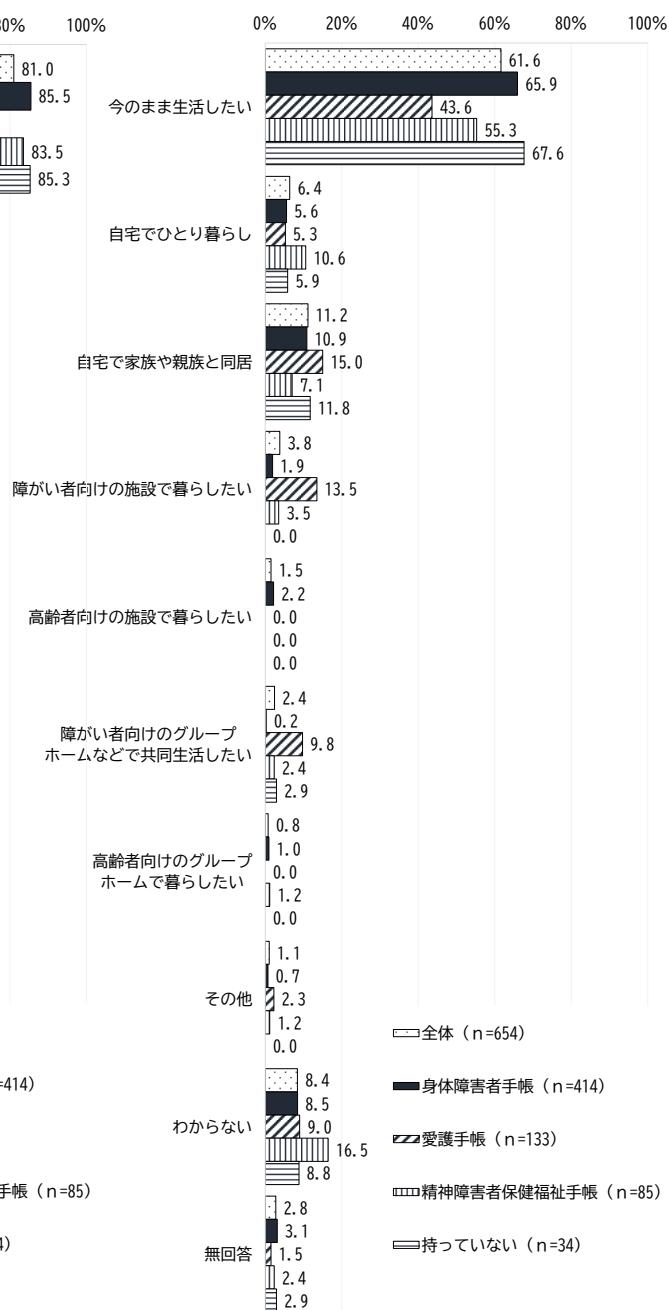
現在の暮らし方を所持手帳別にみると、愛護手帳を所持している方は「障がい者向けの施設で暮らしている」が29.3%で他よりも高い傾向にあります。

また、今後の暮らし方の意向を所持手帳別にみると、愛護手帳を所持している方は「自宅で家族や親族と同居」が15.0%で他の手帳所持者よりも高い傾向にあります。

図表1-16 現在の暮らし方（所持手帳別）



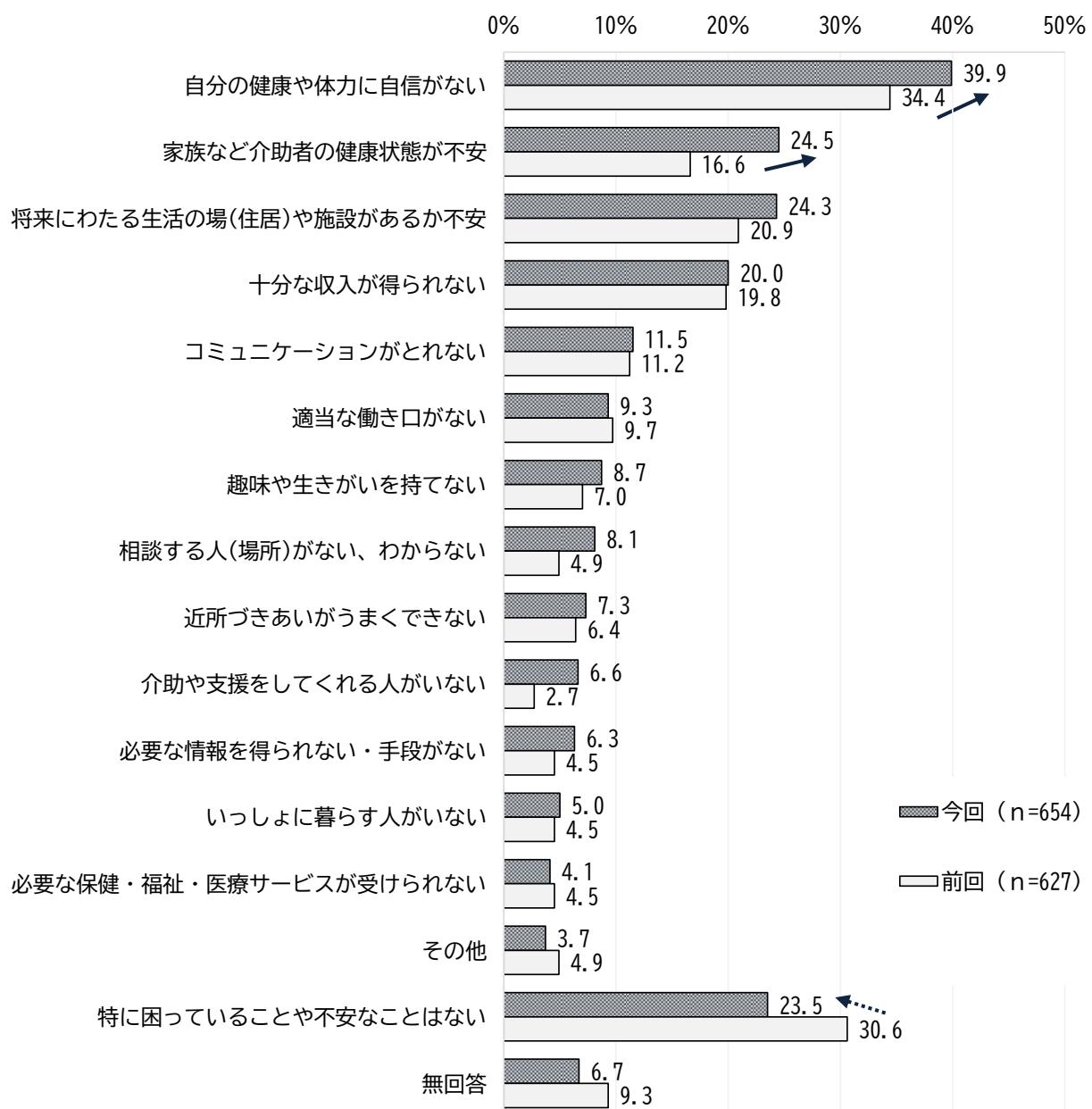
図表1-16 今後の暮らし方の意向（所持手帳別）



(3) 現在の生活で困っていることや不安に思っていること

現在の生活で困っていることや不安に思っていることについて、「自身や家族の健康」や「将来の居場所」、「経済的なこと（収入）」を上位に挙げています。前回調査（平成29年実施）と比較すると、「家族など介助者の健康状態が不安」が7.9ポイント、「自分の健康や体力に自信がない」が5.5ポイント増加しており、「特に困っていることや不安なことはない」が7.1ポイント減少しています。

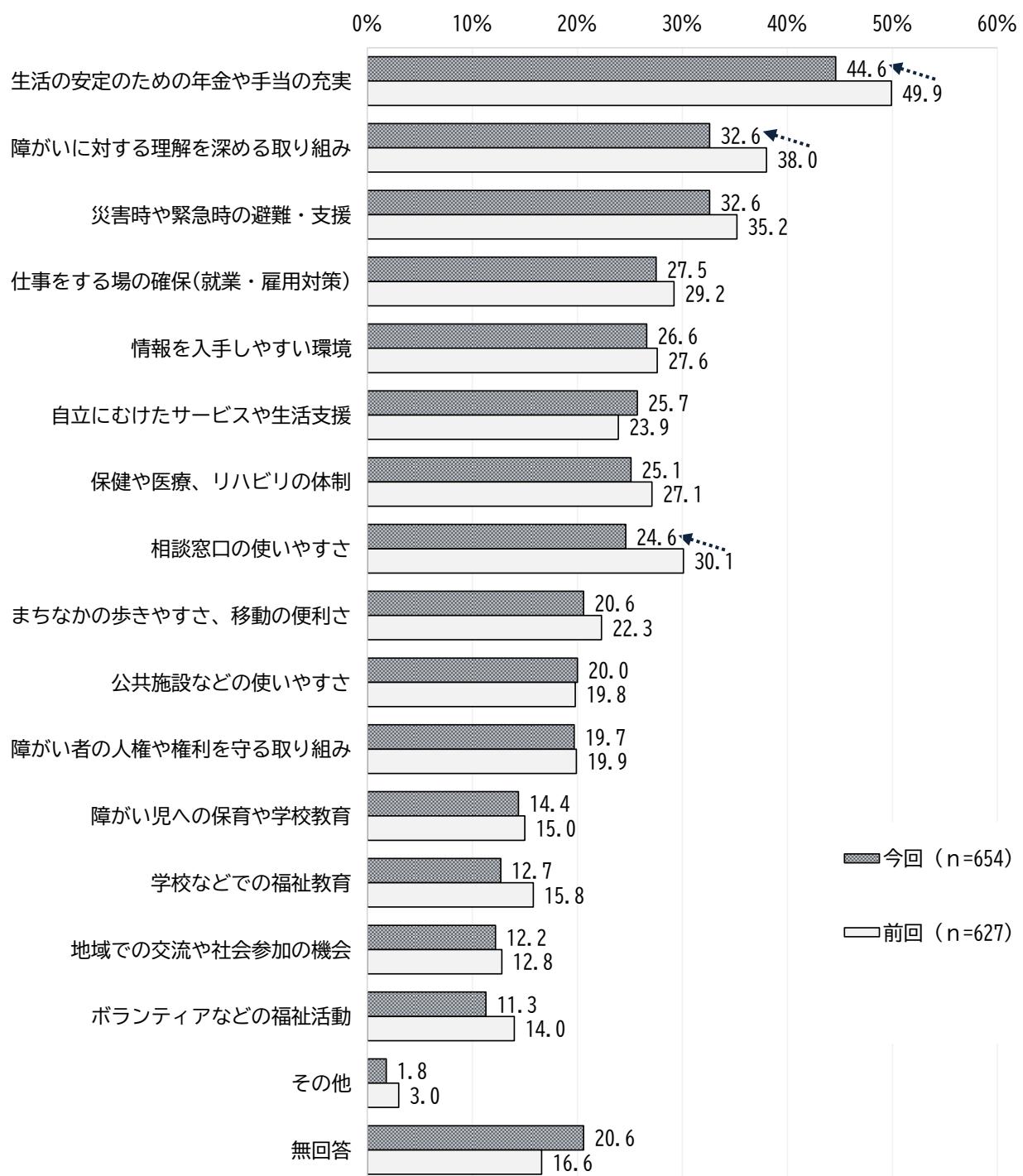
図表1-17 現在の生活で困っていることや不安に思っていること（前回比較）



(4) 特に力を入れてほしい取り組みについて

特に力を入れてほしい取り組みは、「生活の安定のための年金や手当の充実」や「障がいに対する理解促進」、「災害時や緊急時の避難・支援」を上位に挙げています。前回調査（平成29年実施）と比較すると、「相談窓口の使いやすさ」が5.5ポイント、「障がいに対する理解を深める取り組み」が5.4ポイント、「生活の安定のための年金や手当の充実」が5.3ポイントそれぞれ減少しています。

図表1-18 特に力を入れてほしい取り組み（前回比較）

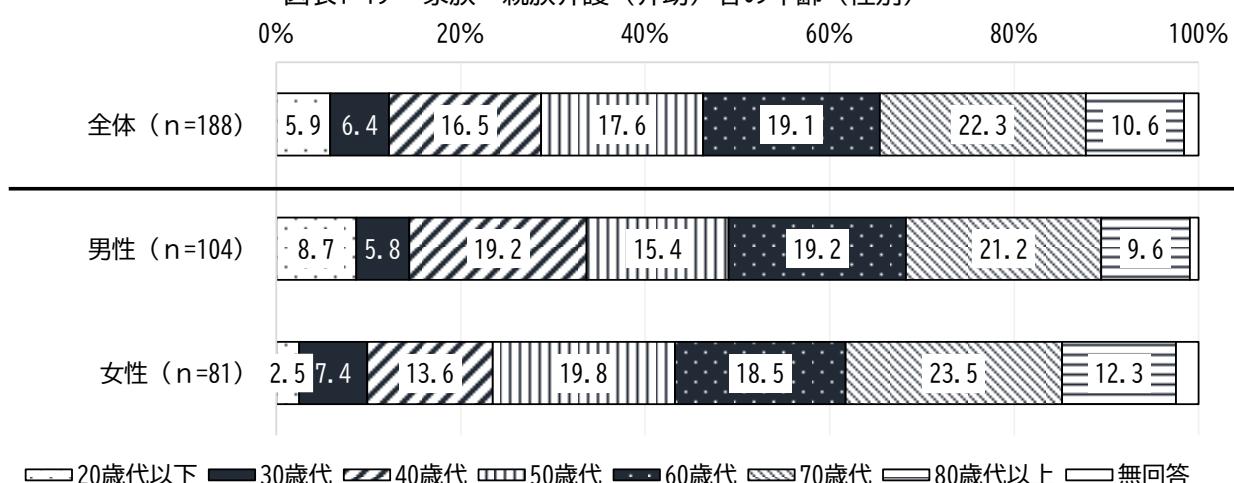


(5) 介護や介助について

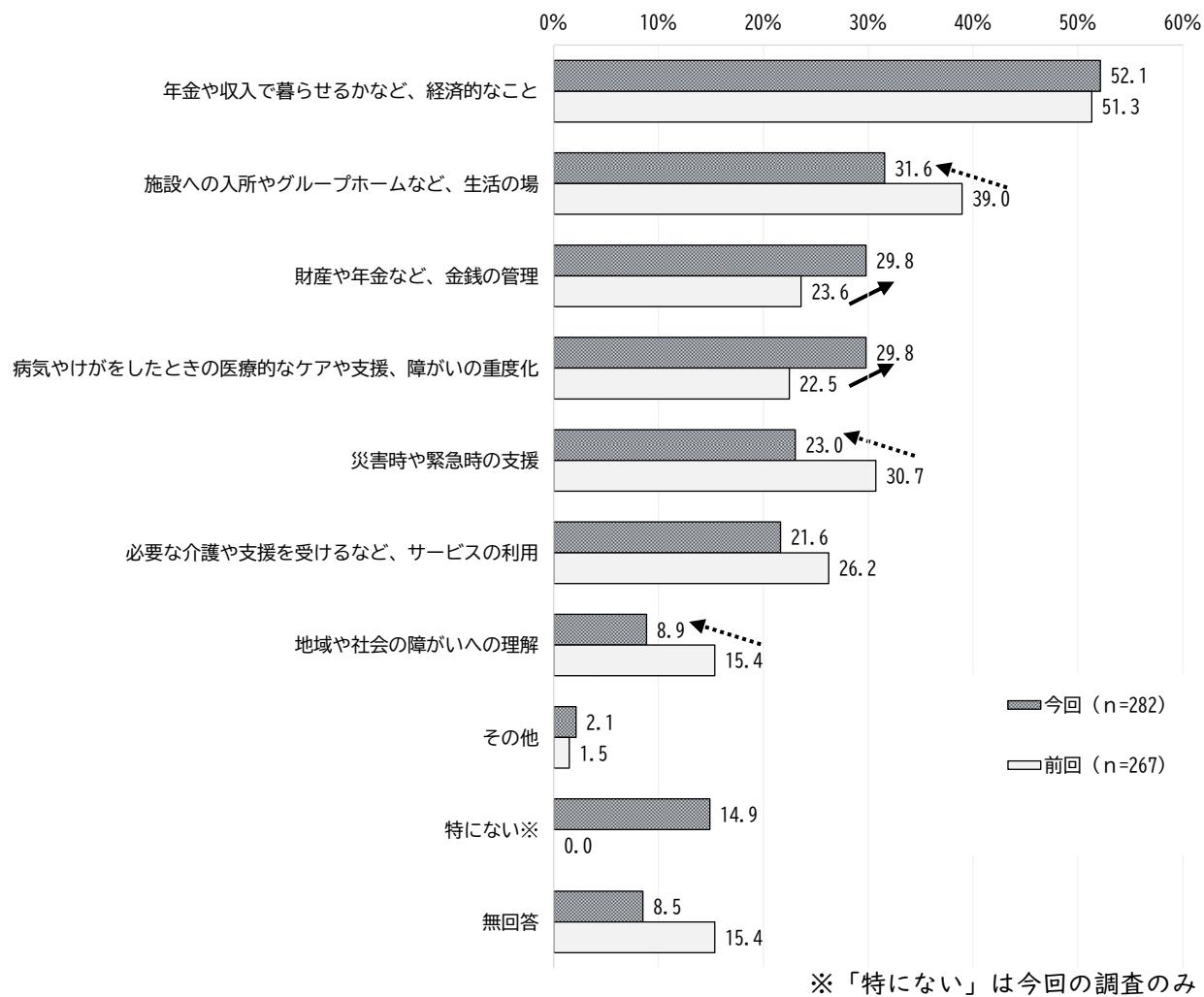
主に介護（介助）している家族や親族の年齢は、男女ともに70歳代が最も多くなっています。

また、家族や親亡き後に不安に思うことについては、「経済的なこと」が最も多く、「生活の場」を上位に挙げています。前回調査（平成29年実施）と比較すると、「病気やけがをしたときの医療的なケアや支援、障がいの重度化」や「財産や年金など、金銭の管理」が増加し、「災害時や緊急時の支援」や「施設への入所やグループホームなど、生活の場」、「地域や社会の障がいへの理解」が減少しています。

図表1-19 家族・親族介護（介助）者の年齢（性別）



図表1-20 家族や親亡き後に不安に思うこと（前回比較）



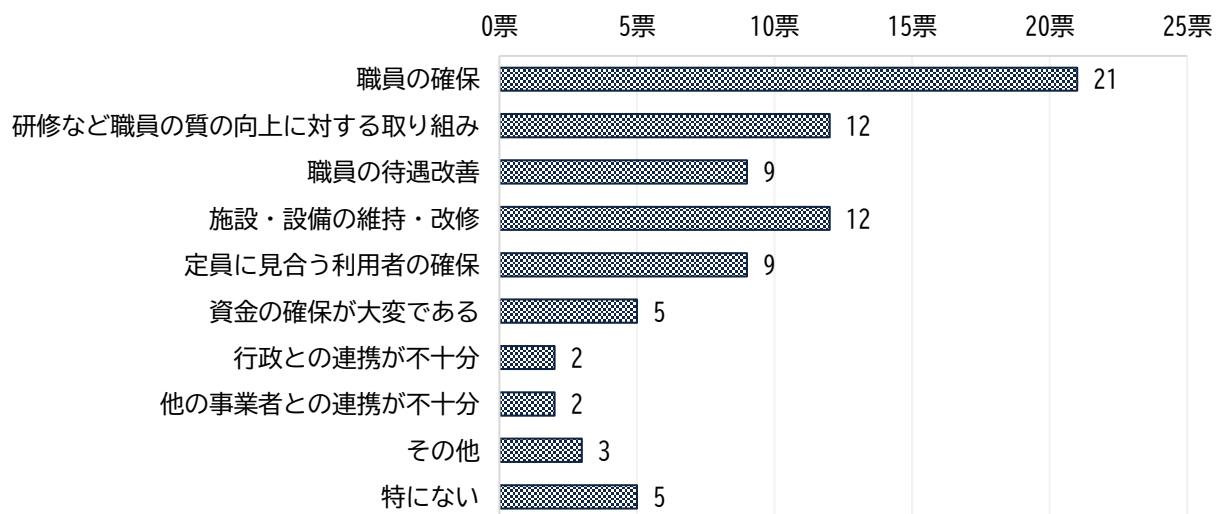
(6) 事業運営を行う上での課題（事業所調査）

障がいのある人を支えるサービス提供事業所が抱える課題について、「職員の確保」が最も多く、次いで「職員の質の向上に対する取り組み」、「施設・設備の維持・改修」が挙がっています。

また、具体的な意見として、「職員が募集をかけても集まらない」、「資格、研修を受ける場が下北に少ない」といった意見が挙がっています。

図表1-21 事業運営を行う上での課題

n=40



(7) アンケート調査結果の傾向・課題の整理

アンケート調査の結果から、障がいのある人やその家族が抱える不安や心配ごとの傾向、課題について整理しました。

- 事務手続きをはじめとする「身の回りの管理」に関する支援や「※1手段的日常生活動作（IADL）」に関する支援への意向が高い傾向にあります。
- 住まいや暮らしについては、一人ひとりの状況に応じた場所で過ごしていますが、ご自宅で暮らしたい意向を持っている方もおり、施設からの移行支援について検討が必要であることがうかがえます。
- 障がいのある人自身と、介護している人それぞれが健康や体力に不安を感じている方が増えており、健康づくりの取り組みと併せて、保健・医療の充実も求められています。
- また、困りごとや不安なことはないと回答した方は減少しており、安心して生活を送るための総合的な支援が求められています。
- 力を入れてほしい取り組みとして「障がいに対する理解を深める取り組み」が減少していたり、家族や親亡き後に不安に思うこととして「地域や社会の障がいへの理解」は減少していますが、障がいの理解促進への取り組みは引き続き多く求められています。
- 主に介護（介助）している家族や親族の3割が70歳以上となっているなか、家族や親など介護してくれる人が亡くなった後の金銭管理や医療的ケア、障がいの重度化に不安を抱えている方が増えており、親亡き後の支援策について検討を進める必要があります。
- 人口減少が進行する本市において、人材の確保に課題を抱えている事業所が多く、サービス提供基盤の整備に向けて、人材の確保に関する有効な支援の検討が求められています。

※1手段的日常生活動作：P.111 参照

第2部 計画の基本的な考え方

第2部 計画の基本的な考え方

第1章 計画の基本理念

本市では、「地域のなかで自分らしい暮らしができるまちづくり」を基本理念に掲げ、「障がい者の自立と自己決定を尊重するまち」・「すべての人が地域で暮らせるまち」・「生きがいを持って暮らせるまち」をめざした障がい福祉施策に取り組んできました。

障がいのある人がこれからも住み慣れた地域で暮らしていくためには、地域で共に暮らすすべての人が、互いに認め合いながら、誰にとっても暮らしやすいと思えるまちづくりが求められています。

そこで、あらゆる場面における差別が解消され、^{※1}バリアフリー化・^{※2}ユニバーサルデザイン化による暮らしやすいまちの実現をめざすとともに、障がいのある人が自立して自らの意思に基づいた活動ができる体制が構築され、障がいの有無にかかわらず共に地域で暮らせる社会をめざし、これまでの基本理念を引き継ぎ『地域のなかで自分らしい暮らしができるまちづくり』を基本理念とします。

(基本理念)

**地域のなかで自分らしい
暮らしができるまちづくり**

この基本理念の実現のためには、公的な支援のみではなく、地域全体で支援していくことも必要になってきます。

そのため、障がいのある人を含めた本市に暮らす市民、行政、関係団体、事業者等が相互に協力し、「障がいのある人自身の力でやろうとする意思や行動（＝自助）」、「地域の方との支え合いのなかで実現できる暮らし（＝互助・共助）」、「障がいのある人自身や地域だけではできないことへの支援（＝公助）」という^{※3}協働のもとで、障がいのある人が「自分らしい暮らし」ができる障がい福祉施策に取り組みます。

^{※1}バリアフリー：P.115 参照

^{※2}ユニバーサルデザイン：P.115 参照

^{※3}協働：P.110 参照

第2章 計画課題と基本目標

計画課題1. 地域で共に暮らしていくために

[計画課題を解決するための方向性（基本目標・施策）]

障がいの有無にかかわらず、地域で共に暮らしていくために、障がいについての正しい知識や理解を深めるとともに、日常生活の場において差別や権利を侵害されることのないよう、差別解消や権利擁護の取り組みを推進する必要があります。

また、共生には地域のつながりが欠かせないことから、地域でふれあう機会の創出に努め、相互理解と交流が生まれるまちづくりを推進します。

基本目標1：障がいへの理解と交流・配慮のある地域づくり

1-1：障がいへの理解・^{※1}合理的配慮の推進

1-2：地域とのつながりや交流機会の推進

1-3：差別解消・権利擁護等の推進

※1 合理的配慮：P.111 参照

計画課題2．自立した生活を送るために

[計画課題を解決するための方向性（基本目標・施策）]

障がいのある人が、地域で自立した生活を送るために、日常のなかで気軽に相談できる体制や健康状態の確認・相談ができる体制の整備を図るとともに、万が一のときの医療体制について広域的な連携を図りながら、通院や医療を受けやすい支援体制を整える必要があります。

また、必要な支援がもれなく受けられるよう、支援やサービスの内容等について対象者を意識した周知を図るなど、安心して利用できる環境づくりも求められています。

障がいある人の日常生活や自立への支援に向けて、サービス提供事業所と協力しながら、サービス提供の質・量の確保に努めるとともに、本市で行う地域生活支援事業についても、事業の周知とサービスの円滑な提供に努めます。

基本目標2：地域で自立をめざせる生活支援の充実

- 2-1：相談支援体制の強化
- 2-2：保健・医療体制の充実
- 2-3：障害福祉サービス・生活支援の実施

計画課題3．自らの意思による社会参加を実現するために

[計画課題を解決するための方向性（基本目標・施策）]

障がいのある人が、自らの意思決定に基づく社会参加ができるよう、就労や就学、趣味などの場において、社会参加の妨げとなる差別の解消や障がいに対する理解、必要な配慮が行われる環境づくりを推進する必要があります。

就労においては、働く意欲を持てる就労支援とともに雇用環境の向上や職場への定着につながる支援の充実に取り組みます。

また、誰もが地域で共に育ち、関わり合いのなかで学ぶことができる環境を整備するため、生活や学習上の困難を克服する適切な指導と必要な支援を行うなど、保育環境の充実と^{※1}インクルーシブ保育・教育の推進に努めます。

そのほか、外出やコミュニケーションへの支援などを通じて、地域活動や学習機会、スポーツ活動などの幅広い活動に参加できる体制の整備を進め、障がいのある人が自分らしく生活できる環境づくりを推進します。

基本目標3：自分らしさを広げる社会参加の実現

3-1：就労移行支援の強化・職場定着の促進

3-2：インクルーシブ保育・教育の推進

3-3：生涯学習・スポーツ・芸術文化活動の推進

^{※1} インクルーシブ保育・教育：P.110 参照

計画課題4. 誰もが安全・安心な地域に暮らすために

[計画課題を解決するための方向性（基本目標・施策）]

障がいのある人を含めた誰もが地域で暮らし続けていくためには、安全安心な環境づくりは欠かせないものとなります。

住環境や施設、道路環境などにおける、バリアフリー化、ユニバーサルデザイン化の導入を促進するとともに、移動手段の確保に努めるなど、障がいのある人の地域での生活が暮らしやすいものとなるよう支援の充実に努めます。

また、災害時や緊急時における支援体制の整備など、安全安心な生活のための支援体制づくりに努めます。

基本目標4：安全・安心して暮らせる地域づくり

4-1：暮らしやすい生活基盤の整備

4-2：安全・安心な共生のまちづくり

第3章 施策体系

前章を踏まえた本市の障がい福祉施策体系は次のとおりです。

基本理念

地域のなかで自分らしい
暮らしができるまちづくり

施策体系

基本目標1 障がいへの理解と交流・配慮のある地域づくり

- 1-1 : 障がいへの理解・合理的配慮の推進
- 1-2 : 地域とのつながりや交流機会の推進
- 1-3 : 差別解消・権利擁護の推進

基本目標2 地域で自立をめざせる生活支援の充実

- 2-1 : 相談支援体制の強化
- 2-2 : 保健・医療体制の充実
- 2-3 : 障害福祉サービス・生活支援の実施

基本目標3 自分らしさを広げる社会参加の実現

- 3-1 : 就労移行支援の強化・職場定着の促進
- 3-2 : インクルーシブ保育・教育の推進
- 3-3 : 生涯学習・スポーツ・芸術文化活動の推進

基本目標4 安全・安心して暮らせる地域づくり

- 4-1 : 暮らしやすい生活基盤の整備
- 4-2 : 安全・安心な共生のまちづくり

第3部 障がい者計画

第3部 障がい者計画

基本目標1 障がいへの理解と交流・配慮のある地域づくり

1-1 障がいへの理解・合理的配慮の推進

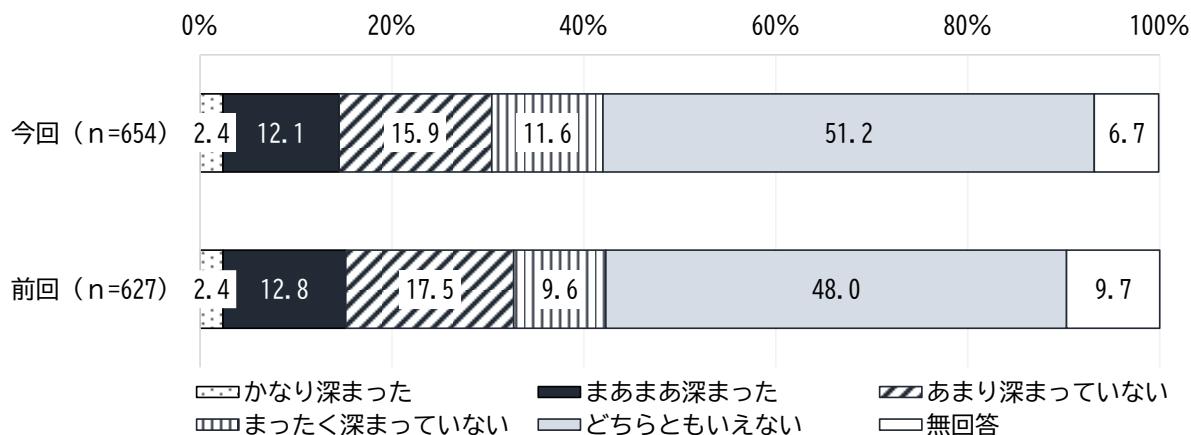
— ●● 施策の目的 ●● —

- 障がいという言葉の持つ対人関係や心のバリア（障壁）を解消し、地域で暮らす人たちが、障がいの有無にかかわらず支え合いながら暮らせるよう、障がいへの理解を持って接することを目的とした施策です。

— ●● 施策を取り巻く現況 ●● —

- アンケート調査では、障がいへの理解は前回調査（平成29年実施）から大きな変化はなく、「かなり深まった」、「まあまあ深まった」と回答した割合は、1割半ば程度となっています。理解促進への取り組みの強化が求められています。

図表3-1 障がいへの理解



— ●● 協働による取り組み（期待する役割） ●● —

対 象	役 割・行 動
自助：障がいのある人	→ ・地域住民と交流する意思・機会の増加
互助・共助：地域	→ ・障がいへの理解、交流機会への参加
公助：行政（市・関係機関）	→ ・障がいへの理解を深める機会づくり ・知識の普及啓発の実施

※ 障がいのある人にはその家族も含みます。

— ●● 施策での取り組み（実施方針・主要施策） ●● —

（実施方針）

- 多様性を尊重し、誰もが安心して参加できる社会を築くため、啓発活動などによる障がいへの理解を促進するとともに、社会に潜むバリア（障壁）を取り除く合理的配慮を推進します。

（主要施策）

1-1-1：広報・啓発活動

【担当課：障がい福祉課】

障がいへの理解を深め^{※1}ノーマライゼーションの社会実現のため、関係機関等との連携強化に努めるとともに、広報誌やホームページ、パンフレット、各種イベント等を活用した広報・啓発活動を推進します。

1-1-2：「障害者の日」等の啓発

【担当課：障がい福祉課・健康づくり推進課】

「障害者の日」（12月9日）、「障害者週間」（12月3～9日）、「人権週間」（12月4～10日）、「障害者雇用促進月間」（9月）、「精神保健福祉普及運動」（10月または11月の1週間）における各種行事などへの参加者の拡大に努め、すべての市民の人権と障がいに対する理解・認識を深めます。

1-1-3：市職員及び関係機関等における合理的配慮の推進

【担当課：障がい福祉課】

「むつ市職員障がいのある方への配慮マニュアル」に基づき、市のすべての職員が障がいへの理解を深め、配慮ある対応ができるよう研修等を実施します。

また、令和6年4月1日から事業者においても合理的配慮の提供が義務化されることから、障害者差別解消支援地域協議会等を活用して、事業所や医療機関等の関係機関において適切な配慮が行われるよう、合理的配慮の提供について理解の促進に努めます。

^{※1} ノーマライゼーション：P.114 参照

1-2 地域とのつながりや交流機会の推進

— ●● 施策の目的 ●● —

- 障がいの有無にかかわらず、地域で暮らす人がつながり、交流を深める機会づくりを推進するために、すべての市民が主体的に取り組むことを目的とした施策です。

— ●● 施策を取り巻く現況 ●● —

- アンケート調査では、日常の援助などをしてくれる地域の人について、「いない」の回答が7.8ポイント増加しており、共生社会の実現に向けて、地域の日常的な交流機会の創出や互いをつなぐ仕組みの構築が必要であると考えられます。

図表3-2 日常の援助などをしてくれる地域の人



— ●● 協働による取り組み（期待する役割） ●● —

対 象

役 割・行 動

自助：障がいのある人	→	・興味のある活動への積極的な参加
互助・共助：地域	→	・共に活動する意識 ・交流の場への参加
公助：行政（市・関係機関）	→	・活動参加への配慮 (情報提供・移動支援等)

※ 障がいのある人にはその家族も含みます。

— ● 施策での取り組み（実施方針・主要施策） ● —

（実施方針）

- 障がいのある人が地域での活動に参加し、交流することによって、社会参加を果たし、地域とつながることをめざします。
- 地域や広域で活動する障がい者団体（当事者団体）の自主活動・育成を支援し、地域での活動や交流機会へつながるよう取り組みます。

（主要施策）

1-2-1：地域とつながるための取り組み

【担当課：障がい福祉課】

地域自立支援協議会にて、展示会等のイベントや研修会を開催するなど、市民が障がいのある人とともに活動する意識を高め、障がいのある人が地域とつながるきっかけづくりに取り組みます。

また、出前講座の実施などにより、市民の障がいへの理解促進や地域の関係機関等の連携体制の構築に努めます。

1-2-2：障がい者の地域活動への参加促進

【担当課：障がい福祉課】

障がい者スポーツ大会への参加促進の取り組みや、障がい者団体等の地域活動への支援を通じて、障がいのある人が参加する多様な機会の創出に努めます。

1-2-3：多様な交流機会の創出

【担当課：障がい福祉課】

世代間交流、※1特別支援学級、※2特別支援学校との交流や障がい者団体の地域活動の周知等により、交流のきっかけをつくり、交流機会の充実に努めます。

※1 特別支援学級：P.113 参照

※2 特別支援学校：P.114 参照

1-3 差別解消・権利擁護の推進

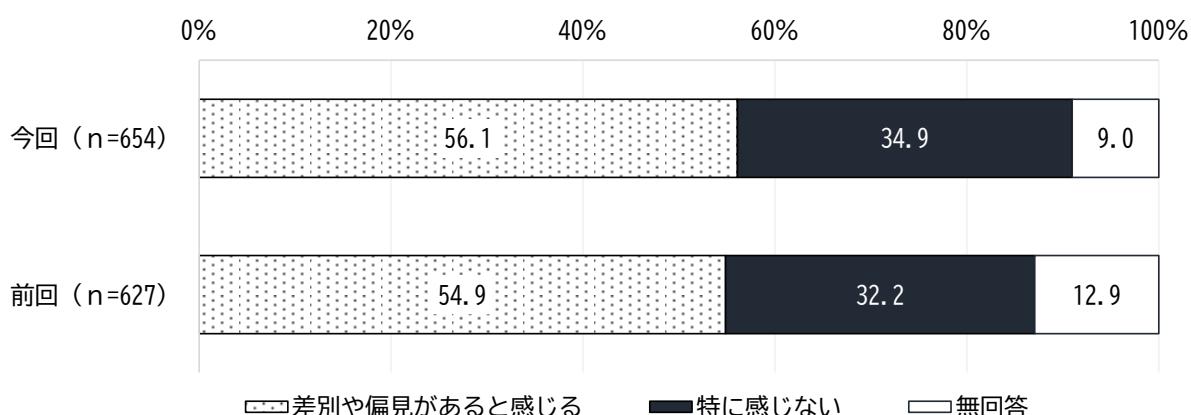
— ●● 施策の目的 ●● —

- 障がいによって偏見や差別、虐待といった人権を侵す行為や不利益を被ることのない地域社会づくりを目的とした施策です。

— ●● 施策を取り巻く現況 ●● —

- アンケート調査では、「差別や偏見を感じる」と回答した割合は前回調査（平成29年実施）から大きな変化はなく、5割半ば程度を占めていることから、引き続き、様々な場面で障がい特性に応じた差別解消に取り組んでいく必要があるとみられます。

図表3-3 差別や偏見の有無



— ●● 協働による取り組み（期待する役割） ●● —

対 象

役 割・行 動

自助：障がいのある人	→	・制度に対する理解を深める
互助・共助：地域	→	・障がいのある人の人権を尊重
公助：行政（市・関係機関）	→	・人権や制度に関する情報提供 ・制度の利用しやすい体制づくり

※ 障がいのある人にはその家族も含みます。

— ● 施策での取り組み（実施方針・主要施策） ● —

（実施方針）

- 判断能力が不十分な障がいのある人の権利と財産を守るために、制度の周知及び活用を促進します。
- 障がいのある人の権利と安全を守るため「障害者虐待防止法」の趣旨及び内容について周知を図るとともに、関係機関と連携して虐待等の早期発見、早期解決に取り組みます。

（主要施策）

1-3-1：権利擁護制度の周知

【担当課：障がい福祉課】

*¹成年後見制度や社会福祉協議会で行っている*²日常生活自立支援事業（あっぷるハート）といった制度を必要なときに利用することができるよう、成年後見センターや関係各課等が連携し、出前講座、研修等を通じて、制度や相談窓口の周知に取り組みます。

実施項目	内 容
①成年後見制度	民法に基づき、判断能力の不十分な方々（認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など）が日常生活における不利益を受けないよう、本人の権利を守り支援する制度です。
②日常生活自立支援事業 (あっぷるハート)	判断能力の不十分な方々（認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など）を対象に、福祉サービス利用手続きに関する相談・援助、日常的な金銭管理などを行う事業です。

1-3-2：虐待防止対策の推進

【担当課：障がい福祉課】

障害者虐待防止法の趣旨及び内容について、むつ市高齢者・障害者虐待防止連携協議会や地域自立支援協議会等と連携して、市民や障害福祉サービス事業所等関係機関へ周知を図り、虐待防止対策の推進と早期発見につなげます。

1-3-3：差別解消に向けた取り組みの推進

【担当課：障がい福祉課】

障害者差別解消支援地域協議会、地域自立支援協議会と連携し、出前講座や研修、各種イベント等を通じて、社会全体で障がいに対する差別解消と合理的配慮に向けた取り組みが広く展開されるように努めます。

また、障害者差別解消支援地域協議会、地域自立支援協議会において、相談事例の検討や共有を行い、課題解決に取り組んでいきます。

*¹成年後見制度：P.113 参照

*²日常生活自立支援事業：P.114 参照

基本目標2 地域で自立をめざせる生活支援の充実

2-1 相談支援体制の強化

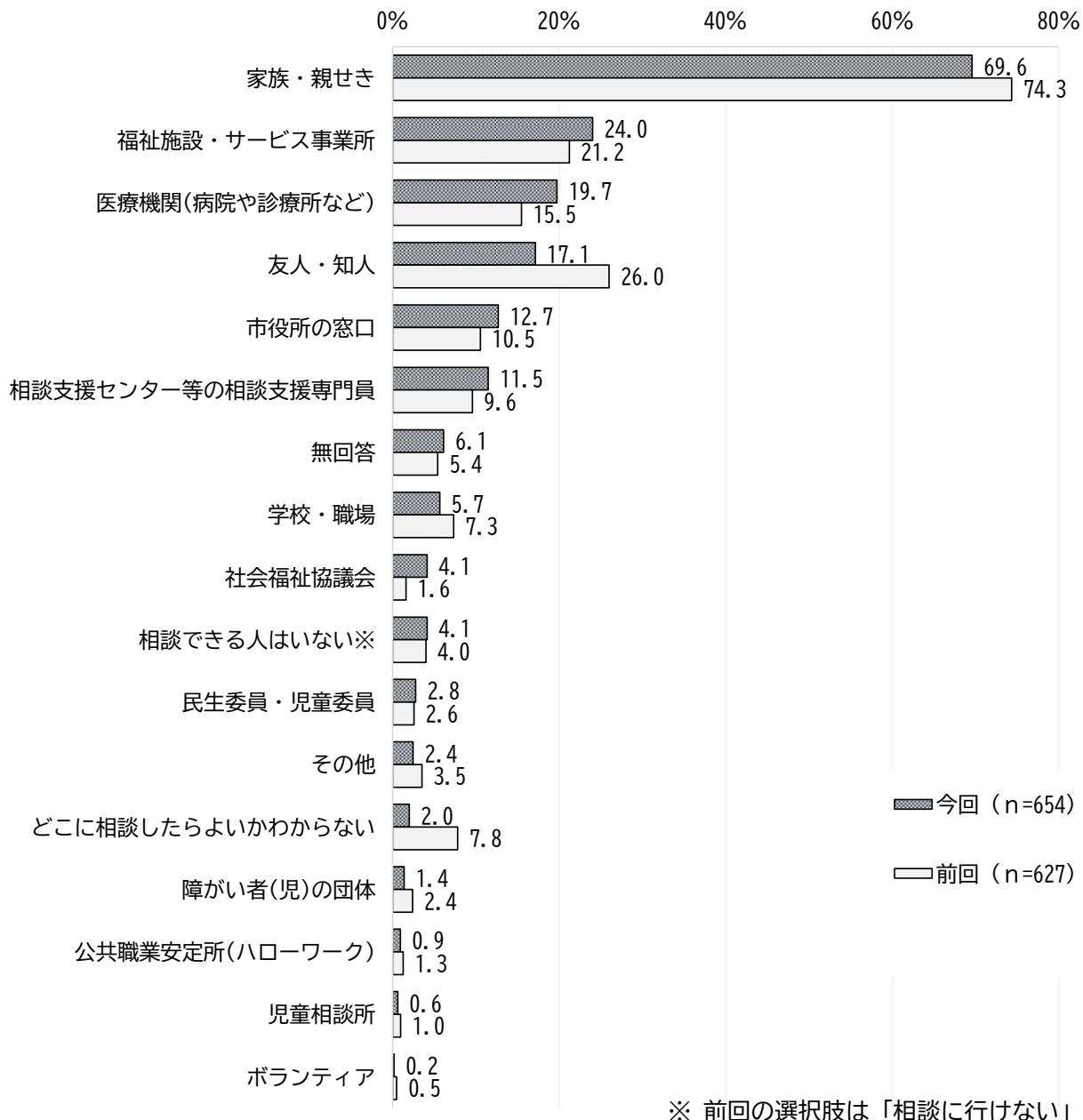
— ●● 施策の目的 ●● —

- 多様な相談内容に応じることのできる窓口対応により、障がいのある人の困りごとの解消や情報入手につながるための施策です。
- 障がいのある人の生活課題や困りごとの解消のため、地域自立支援協議会の機能強化をめざします。
- 障がいのある人があらゆる分野の活動に参加するために、情報の十分な取得利用・円滑な意思疎通が重要であることから、情報アクセシビリティの向上をめざします。

— ●● 施策を取り巻く現況 ●● —

- アンケート調査では、悩み事を相談する相手・場所として「家族・親戚」が6割を超え最も多くなっています。前回調査（平成29年実施）と比較すると「友人・知人」、「どこに相談したらよいかわからない」が5ポイント以上減少しており、相談体制が浸透してきていると考えられます。

図表3-4 相談相手・場所（年齢別）



— ●● 協働による取り組み（期待する役割） ●● —

対象	役割・行動
自助：障がいのある人	→ ・情報や困りごとについて知ろうとする意欲
互助・共助：地域	→ ・身近な生活相談や情報提供への協力 ・広くいきわたる情報提供手段や機会の確保
公助：行政（市・関係機関）	→ ・相談しやすい環境、迅速な対応 ・各相談窓口との相談内容や生活課題の共有

※ 障がいのある人にはその家族も含みます。

— ● 施策での取り組み（実施方針・主要施策） ● —

(実施方針)

- 障がいのある人が地域で安心して暮らす支援の要として、障がいのある人の状態の変化やおかれている環境の変化にきめ細かく対応できる相談支援体制を構築し、状況に応じた適切な支援につなげていくよう取り組みます。
- 各相談機関に寄せられる相談内容について、地域自立支援協議会を活用し、関係機関と連携を図りながら、障がいのある人の様々な生活課題の検討、解決に取り組みます。
- 情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、情報の利用におけるバリアフリー化を図ります。

(主要施策)

2-1-1：相談支援の機能の強化

【担当課：障がい福祉課】

相談支援事業所や市の窓口、保健所、児童相談所、医療機関、教育機関、保育所など、ライフステージに応じた様々な相談機関が障がいのある人、一人ひとりの状況を共有し、その人の生活全般を見据えた支援につながるよう、連携体制の強化や情報共有体制の構築等、相談支援の機能強化を図ります。

2-1-2：地域自立支援協議会の機能強化

【担当課：障がい福祉課】

地域課題を共有し、解決への検討を図るため、地域自立支援協議会を中心としたネットワークの構築や多様なニーズへの対応と課題解決に向けた支援体制の強化に努めます。

2-1-3：情報アクセシビリティの向上

【担当課：障がい福祉課】

設置手話通訳員や登録手話通訳員の派遣や情報・意思疎通支援用具の給付など、障がいのある方が円滑に情報を得ることができるように継続して支援に取り組みます。

また、一人ひとりに合った手段、方法での情報発信に努めるとともに、必要な人材の育成・確保に努めます。

実施項目	内 容
①福祉情報等の提供・情報のバリアフリーの推進	障がいの状況（視覚障がい、聴覚障がい）によっては、情報の入手が難しいという課題があります。そのため、点字、音声、手話、インターネットなどによる情報提供の充実に取り組みます。
②障害福祉サービス等の情報提供・周知	障害福祉サービス等を適切に提供できるよう、障がい福祉サービス説明会等を開催し、制度の周知と利用促進に努めます。

2-2 保健・医療体制の充実

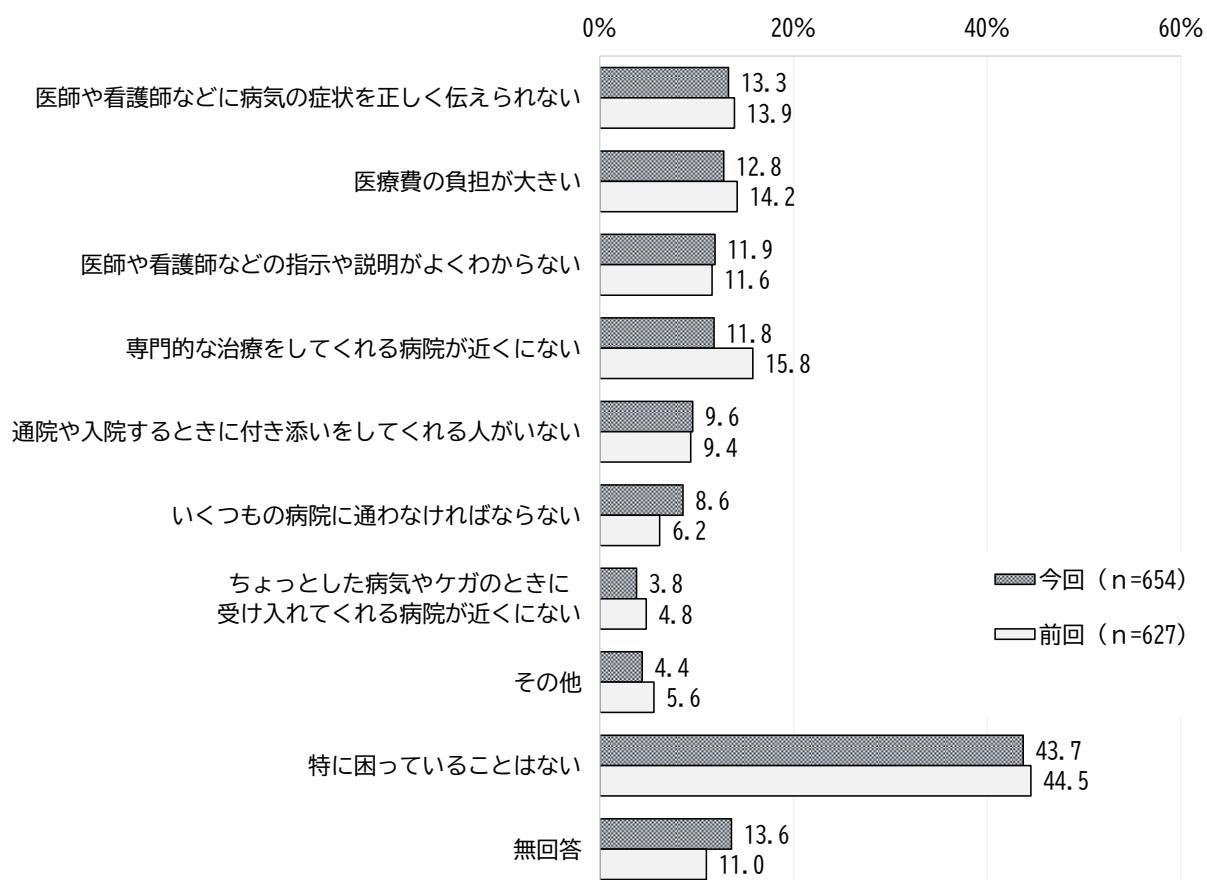
— ●● 施策の目的 ●● —

- 障がいのある人とその家族が、将来、特に不安を感じている“健康”や“医療”について、障がいのある人が生涯を通じて安心感を得られるよう、より一層の適切な保健及び医療サービスの提供と、相談支援体制の充実を目的とした施策です。

— ●● 施策を取り巻く現況 ●● —

- アンケート調査では、医療やリハビリを受けるときに「特に困っていることはない」が4割半ばで最上位に挙がっていますが、困っている内容として「医師や看護師などに病気の症状を正しく伝えられない」、「医師や看護師などの指示や説明がよくわからない」といったコミュニケーションに関することを上位に挙げています。
- 前回調査（平成29年実施）と比較すると「専門的な治療をしてくれる病院が近くにない」が4ポイント減少しています。

図表3-5 医療やリハビリを受けるときに、困っていること



— ●● 協働による取り組み（期待する役割） ●● —

対 象	役 割・行 動
自助：障がいのある人	→ ・健診等を定期的に受診 ・必要な医療を受ける
互助・共助：地域	→ ・緊急時の支え合い ・受診しやすい保健サービスの提供
公助：行政（市・関係機関）	→ ・継続的な支援体制、医療に対する負担軽減 ・コミュニケーションに関する支援

※ 障がいのある人にはその家族も含みます。

— ●● 施策での取り組み（実施方針・主要施策） ●● —

(実施方針)

- 障がいの状況にかかわらず、必要な支援を受けながら地域で暮らすことができるよう、質の高い保健・福祉・医療サービスの提供体制の充実に努めます。
- 障がいのある人に対して、適切な保健サービス、医療、リハビリテーションなどを行うとともに、障がいの原因となる疾病の予防・治療が可能なものについては、早期発見、早期治療につながるよう、保健活動の充実に努めます。

(主要施策)

2-2-1：母子保健事業と連携した早期発見・療育の実施

【担当課：子育て支援課】

妊娠婦や乳幼児に対する健康診査、保健指導等を適切に実施し、「気になる」段階からの障がいの早期発見・療育ができるよう、母子保健事業の普及と充実に努めます。

また、健康診査等で発見された障がいの可能性について配慮の必要な乳幼児に対し、精密検査の勧奨や相談支援、療育サービスの利用に向けた支援を行います。

2-2-2：健診等を通じた健康管理・健康増進

【担当課：健康づくり推進課】

それぞれの障がいの状況に応じて、健康診査や保健サービスの活用を図れるよう、地域での健康診査や相談機会の充実に努めます。

2-2-3：医療・リハビリテーションの充実

【担当課：障がい福祉課】

地域自立支援協議会において、地域の保健・医療・福祉の多職種と連携を図りながら、障がいのある人に配慮した医療・リハビリテーションの充実に努めます。

2-2-4：精神保健福祉への対応

【担当課：障がい福祉課・健康づくり推進課】

精神障がいのある人が安心して生活ができるよう保健サービスや障害福祉サービスの充実に努めるとともに、サービスを主体的に選択・利用できるよう当事者団体、家族会等の自助グループと協力しながら、精神保健福祉対策を推進します。

併せて、「こころの健康」の大切さを広く伝えるため、ポスター、SNS、講演会等による「こころの健康」に関する普及啓発を行います。

2-2-5：自立支援医療による医療費の軽減

【担当課：障がい福祉課】

自立支援医療による、障がいのある人の保健・医療サービスの活用を促進します。

(※ 医療費の給付については、障がいの種類や程度、所得等で支給条件が異なります。)

実施項目	内容
①更生医療	身体障がいのある人（18歳以上）の障がい程度の軽減や身体機能を改善するための医療で、医療費の一部を公費で負担します。
②育成医療	身体障がいや、将来身体障がいを有するとみられる疾患のある18歳未満の児童の障がい程度の軽減や、身体機能を改善するための医療等で、医療費等の一部を公費で負担します。
③精神通院医療	通院により、指定医療機関において精神疾患の治療を受けた場合の医療費の一部を公費で負担します。

2-2-6：重度心身障害者医療費助成

【担当課：障がい福祉課】

重度心身障がいのある人が、医療機関で診療を受けた場合に支払う医療費自己負担分を助成し、適正な医療機会の確保及び経済的負担の軽減を図ります。

(※ 医療費の給付については、障がいの種類や程度、所得等で支給条件が異なります。)

2-3 障害福祉サービス・生活支援の実施

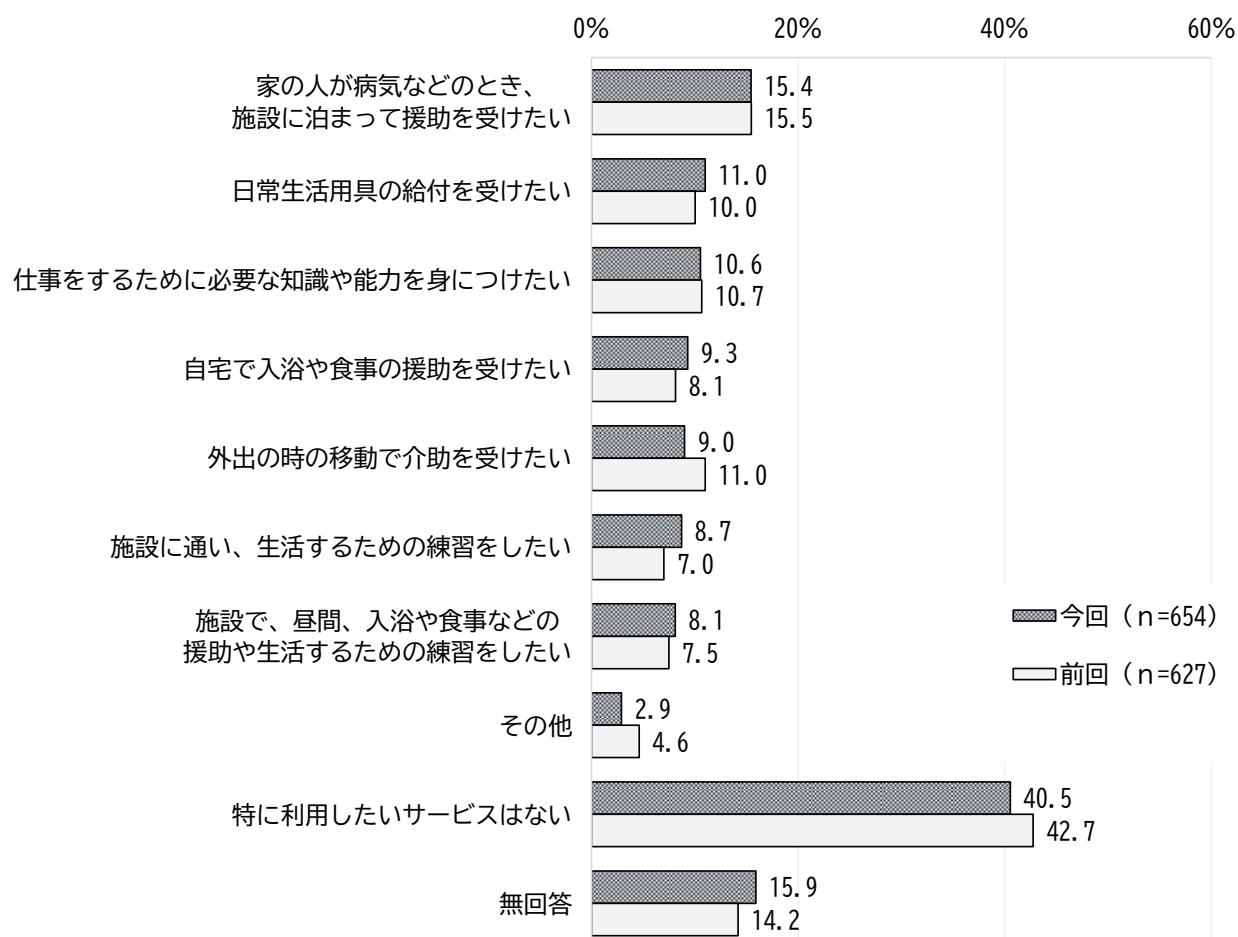
— ●● 施策の目的 ●● —

- 障がいのある人が、自らの意思で必要なサービスを利用できるよう、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス及び地域生活支援事業において、適切なサービス量の見込みとそれに対応するサービスの確保を図ることを目的とした施策です。

— ●● 施策を取り巻く現況 ●● —

- アンケート調査では、今後（3年以内）に利用したいと思うサービスについて、前回調査（平成29年実施）から大きな変化はなく、「家の人気が病気などのとき、施設に泊まって援助を受けたい」が最上位に挙がっており、短期入所や日中一時支援のような緊急時の支援が特に求められています。

図表3-6 今後（3年以内）に利用したいと思うサービス



— ●● 協働による取り組み（期待する役割） ●● —

対 象	役 割・行 動
自助：障がいのある人	→ ・サービスや支援の理解、必要に応じた利用
互助・共助：地域	→ ・障がいのある人の活動支援 ・サービスや支援についての周知・相談
公助：行政（市・関係機関）	→ ・安定した生活支援（障害福祉サービス・地域生活支援事業）の供給

※ 障がいのある人にはその家族も含みます。

— ●● 施策での取り組み（実施方針・主要施策） ●● —

（実施方針）

- 障がいのある人へのサービスの充実に向けて、現在提供しているサービスを必要な人に確実に提供できるよう、様々な機会を活用して周知を図るとともに、障がいの特性に応じて広く情報提供し、サービスの利用促進を図ります。
- 障がいのある人に対するサービス提供基盤の充実、確保に努め、円滑な制度運営を図ります。

（主要施策）

2-3-1：障がいの認定、手帳交付の普及

【担当課：障がい福祉課】

障がい者手帳には、身体障害者手帳、愛護手帳、精神障害者保健福祉手帳の3種類があり、手帳交付されることにより受けられる支援があることから、パンフレットや出前講座等を活用し、手帳の交付と手帳制度の周知を図ります。

2-3-2：自立支援給付・児童福祉法によるサービスの提供

【担当課：障がい福祉課】

障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく、障害福祉サービス等が適切に提供されるよう、県やサービス提供事業所と連携しながら、必要なサービスが利用できるよう、サービスの質、量の確保に努めます。

（※ 事業概要及びサービスの見込みについては、障がい福祉計画・障がい児福祉計画を参照。）

2-3-3：地域生活支援事業の実施

【担当課：障がい福祉課】

相談やコミュニケーション手段、移動等、障がいのある人にとって、必要な支援の確保、提供に努めます。

(※ 事業概要及びサービスの見込みについては、障がい福祉計画を参照。)

2-3-4：経済的支援の実施

【担当課：障がい福祉課】

障がいのある人やその保護者を対象に、国・県・市、民間事業者等による、各種の経済的支援を継続し、また、制度の周知に努め、障がいのある人やその家族の経済的な不安や負担の軽減に努めます。

実施項目	内容
①年金・手当の給付	障害基礎年金及び障害厚生年金等の国からの給付により、日常生活での経済的負担を軽減します。 なお、年金・手当額は給与の額や加入していた期間や種類によって異なります。
②各種税金の控除・減免	住民税及び所得税、自動車税等、各種税金の控除・減免により、障がい者手帳の交付を受けている方や障がいのある人を扶養している方の負担軽減を図ります。
③医療費の負担軽減（再掲）	自立支援医療（更生・育成・精神通院）、重度心身障害者医療費助成等によって、医療費の負担軽減を図ります。
④各種手当の給付	特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当の給付により、日常生活での経済的負担を軽減します。
⑤生活資金の貸付	社会福祉協議会において、障がいのある人が自立した生活を営めるよう生活資金や福祉資金の貸し付けを行っています。
⑥移動にかかる費用の割引	交通機関が行う各種の割引制度や有料道路の割引についての情報を提供し、移動にかかる費用負担の軽減を支援します。
⑦通信等にかかる費用の割引	電話会社等が実施している各種通信費の割引制度や、NHK放送受信料の減免について情報を周知し、通信費等の負担軽減を支援します。

基本目標3 自分らしさを広げる社会参加の実現

3-1 就労移行支援の強化・職場定着の促進

— ●● 施策の目的 ●● —

- 障がいのある人が自分にあった働き方ができるよう、関係機関と協力しながら、生活基盤を構築することを目的とした施策です。

— ●● 施策を取り巻く現況 ●● —

- 新規求職申込件数、就職件数ともに令和3年度に大きく減少しましたが、令和4年度には新規求職申込件数が103件、就職件数が47件となり回復しています。

図表3-7 ハローワーク管内年度別新規求職・就職状況

(単位：件)

		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)
合計	新規求職申込件数	102	121	111	89	103
	就職件数	57	51	57	39	47
障害者	新規求職申込件数	30	26	26	16	30
	就職件数	5	9	10	7	15
障害的	新規求職申込件数	20	30	11	17	25
	就職件数	13	13	11	3	5
障害者	新規求職申込件数	42	45	54	38	43
	就職件数	29	20	22	23	22
難病等	新規求職申込件数	10	20	20	18	5
	就職件数	10	9	14	6	5

資料：むつ公共職業安定所

※緊急雇用、短期雇用等を含む（退職後再就職等の重複者数）

— ●● 協働による取り組み（期待する役割） ●● —

対 象	役 割・行 動
自助：障がいのある人	→ ・働く意欲
互助・共助：地域	→ ・障がいへの理解、雇用促進 ・就労移行支援の提供体制の確保
公助：行政（市・関係機関）	→ ・障がい者雇用への働きかけ ・就労後も見守る体制づくり（相談支援）

※ 障がいのある人にはその家族も含みます。

— ●● 施策での取り組み（実施方針・主要施策） ●● —

(実施方針)

- 障がいのある人に対する国や県の就労支援対策を市内の企業や関係機関に広く周知し、働く意欲がある障がいのある人の就労移行を支援します。
- 障がいのある人が、それぞれの能力や個性を発揮できるよう、事業所と連携しながら、一般就労、職場定着に向けた支援に努めるとともに、※1福祉的就労の場の確保として、就労継続支援事業所の充実を図ります。

(主要施策)

3-1-1：就労移行支援・定着支援の実施

【担当課：障がい福祉課】

障害福祉サービスによる就労移行支援をはじめ、国や県による支援を活用することによって、就労を通じた社会参加への支援に努めます。

また、継続した就労ができるよう、関係機関と連携し、障がい者雇用に関わる制度や合理的配慮、施策情報の周知などを行い、職場定着と事業所の理解促進に取り組みます。

※1 福祉的就労：P.115 参照

3-1-2：福祉的就労の場の確保

【担当課：障がい福祉課】

一般就労が困難な障がいのある人の、日中の居場所となる福祉的就労の場として、状態や希望に応じた日中活動サービスの支援を行い、事業所等と連携しながら、活動の場を確保するとともに、こうした日中活動を通じて、一般就労への移行を希望する方への支援を行います。

3-1-3：県及び関係機関による職能開発・雇用支援の活用（県・関係機関との連携）

【担当課：障がい福祉課】

県や公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターと連携し、障がいのある人の雇用拡大と就労支援を図ります。

特に県及び関係機関が行う職能開発・雇用支援の情報を提供し、活用することによって、就労の意欲のある人が、「働くこと」による社会参加の実現をめざします。

3-2 インクルーシブ保育・教育の推進

— ●● 施策の目的 ●● —

- 乳幼児期、学齢期を通じて、障がいのある子ども達が「学ぶ力」、「生きる力」を育み、将来への可能性を広げることを目的とした施策です。
- 人間の多様性を尊重し、障がいの有無にかかわらず共に学ぶ仕組みの構築をめざします。

— ●● 施策を取り巻く現況 ●● —

- 本市では令和4年5月1日時点で11か所の障がい児保育施設があり、希望者がいる場合は随時受け入れ可能な体制を整えています。
- 特別支援学級は小学校、中学校それぞれ設置しており、障がい児一人ひとりに応じた教育を行っています。

図表3-8 特別支援学校の所在及び学級数・児童・生徒数

(単位：学級・人)

学校名	学級数	児童生徒数
青森県立むつ養護学校（小学部）	12	30
青森県立むつ養護学校（中学部）	7	17
青森県立むつ養護学校（高等部）	6	38
合計	25	85

資料：むつ養護学校（令和5年5月1日現在）

図表3-9 特別支援学級数・児童・生徒数

(単位：校・学級・人)

	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)
幼稚園・保育所（園）					
障がい児保育実施施設	11	11	11	11	11
小学校					
特別支援学級を設置する学校数	12	12	11	11	12
特別支援学級数	28	29	28	28	30
特別支援学級児童数	92	100	104	108	115
通常学級での障がい児対応可能学校数	1	1	1	1	1
中学校					
特別支援学級を設置する学校数	7	8	8	7	7
学級数	15	15	16	18	18
生徒数	38	36	53	57	51
通常学級での障がい児対応可能学校数	0	0	0	0	0

資料：教育委員会・子ども家庭課（各年5月1日現在）

— ●● 協働による取り組み（期待する役割） ●● —

対 象	役 割・行 動
自助：障がいのある人	→ ・学ぼうという意欲（可能性を広げる努力）
互助・共助：地域	→ ・共に学ぶ環境（障がいへの理解） ・生活・進路に対する適切な指導 ・健全育成に向けた支援
公助：行政（市・関係機関）	→ ・障がいの有無にかかわらず共に学ぶこと のできる環境整備

※ 障がいのある人にはその家族も含みます。

— ●● 施策での取り組み（実施方針・主要施策） ●● —

（実施方針）

- 障がいのある子ども達が、将来に向けて自らの生き方、暮らし方を選択できるよう、一人ひとりのニーズに応じた適切な就学を支援します。
- 障がいのある子ども達の個性と能力を最大限伸ばしていくため、一人ひとりの特性や発達段階に応じたきめ細かな教育の実践をめざします。

（主要施策）

3-2-1：障がい児保育の充実

【担当課：子ども家庭課】

心身に障がいのある子ども達へ、障がいのない子ども達とともに集団による保育を行うことで、未就学児の健全育成を支援します。

市保健師や専門機関との連携を図りながら、障がいの有無にかかわらず受け入れを行い、園児一人ひとりに必要な保育の提供に努めます。

3-2-2：むつ市特別支援教育推進委員会による就学支援

【担当課：学校教育課】

健康診査の結果、発達面の遅れや障がいの疑いのある子ども達の就学に関して、当該保護者が子どもの特性を理解し、適切な就学先を選定してもらうための一助として行っています。

審議対象者数に対して、専門調査員が不足している状況にあることから、人材の確保に取り組むとともに、今後も対象者に対する適切な支援を行うために、委員会の充実と学校等関係機関との連携を図ります。

3-2-3：教育相談の実施

【担当課：学校教育課】

発達面の遅れや障がいの疑いのある子どもを持つ保護者に対して、就学についての教育相談を行っています。

相談では、保護者へ情報を提供するとともに、相談結果をもとに適切な就学について助言を行っており、むつ市教育相談室を活用した教育相談を周知していきます。

また、学校見学などにより、保護者の就学に向けた不安の解消を図ります。

3-2-4：学校教育の充実

【担当課：学校教育課】

障がいのある子ども達が、個人の持つ可能性を最大限に広げ、将来、自らの選択に基づき自立した生活を送ることができるように、その基礎となる知識や経験の習得を支援します。

また、学校が豊かな人間形成の場となり、障がいのある子ども達に対する差別や偏見につながらないよう、誰もが希望すれば、障がいの有無にかかわらず、同じ場所で学び、育つことのできる環境の整備に努めます。

さらに、スクールソポーターを含む人的支援の強化を図り、支援の必要な児童生徒に対する指導の充実に努めます。

3-2-5：学校との連携の強化

【担当課：障がい福祉課】

学校教育を修了した後、また施設を退所した後、地域でスムーズに就労できるように、障害福祉サービス（就労移行支援、就労継続支援）提供事業所等との連携を強化し、障がいのある子ども達が本人の希望に沿った、適切な職業に就けるよう、積極的に支援します。

3-2-6：切れ目のない支援体制の構築

【担当課：障がい福祉課】

青森県発達障害者支援センター「ステップ」のほか、^{※1}児童発達支援センターと連携し、相談や療育を通して、保健、医療、福祉、教育、就労支援など、切れ目のない支援体制づくりに努めるとともに、今後も、地域自立支援協議会にて関係機関の連携強化を図ります。

^{※1}児童発達支援センター：P.111 参照

3-3 生涯学習・スポーツ・芸術文化活動の推進

— ●● 施策の目的 ●● —

- 障がいのある人が、生涯学習やスポーツ・レクリエーション、芸術文化等の活動を通じて、※1生活の質（QOL）の向上を図るとともに、地域とふれあい、社会参加や生きがいづくりとなることを目的とした施策です。

— ●● 施策を取り巻く現況 ●● —

- アンケート結果では、今、必要と感じる情報として「スポーツ・文化活動など余暇活動に関する情報」と回答した割合に前回調査（平成29年実施）から大きな変化はありませんが、自分らしい暮らしの実現や地域との交流につなげていくためには、障がいのある人が参加しやすい支援や配慮を行い、活動への参加意欲を高めていく必要があります。

図表3-10 必要と感じる情報

選択肢	今回 (n=654)	前回 (n=627)	前回との差
スポーツ・文化活動など余暇活動に関する情報	5.5%	4.0%	+1.5

— ●● 協働による取り組み（期待する役割） ●● —

対象	役割・行動
自助：障がいのある人	→ ・興味のある活動への積極的な参加
互助・共助：地域	→ ・共に活動する意識（障がいへの理解）
公助：行政（市・関係機関）	→ ・活動参加への支援 （情報提供・移動支援等）

※ 障がいのある人にはその家族も含みます。

※1 生活の質（QOL）：P.113 参照

— ●● 施策での取り組み（実施方針・主要施策） ●● —

(実施方針)

- 障がいのある人が、生涯学習やスポーツ・レクリエーション、芸術文化活動を通じ、社会参加や地域での身近な交流ができる機会の創出と、障がいのある人も参加しやすいよう、移動手段や会場のバリアフリー化等に配慮したスポーツ・文化活動の推進に努めます。

(主要施策)

3-3-1：生涯学習・スポーツ・芸術文化活動への参加促進

【担当課：障がい福祉課・生涯学習課・市民スポーツ課】

障がいへの対応が可能なスタッフの配置や開催場所に配慮して、生涯学習に関する事業を開催するとともに、アンケート等から問題点を把握し、改善を図ります。

また、障がいのある人も参加しやすい活動を推進するため、移動支援事業等での支援を行うとともに、スポーツ施設のバリアフリー化の推進や令和8年度に開催される、全国障害者スポーツ大会に向けて、大会の気運醸成に努めます。

基本目標4 安全・安心して暮らせる地域づくり

4-1 暮らしやすい生活基盤の整備

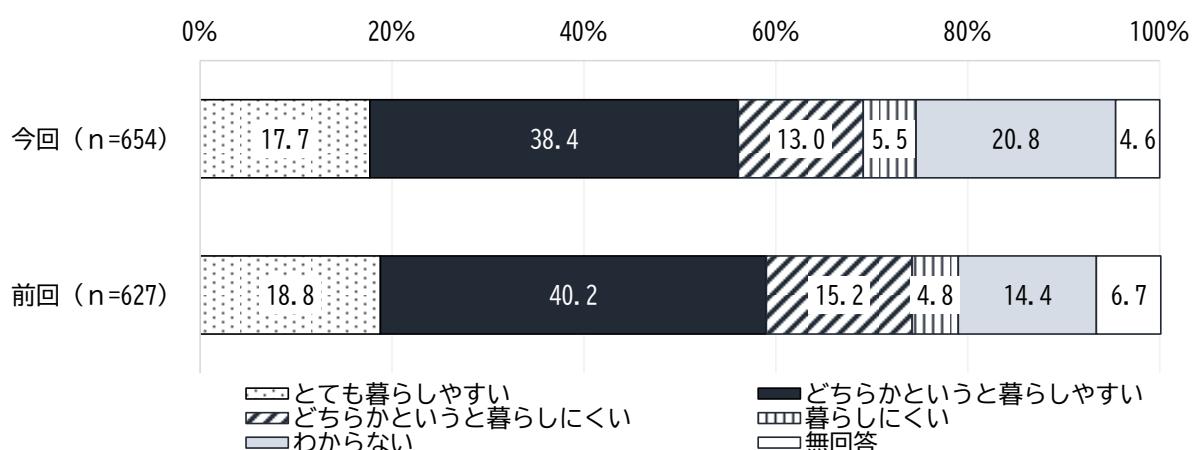
— ●● 施策の目的 ●● —

- 現在、地域で生活する障がいのある人、これから地域移行を希望する障がいのある人が、できる限り地域で安心して暮らすことのできるよう、地域のなかにある物理的なバリア（障壁）を可能な限り解消し、市民の生活環境の向上につなげることを目的とした施策です。

— ●● 施策を取り巻く現況 ●● —

- アンケート調査では、地域の暮らしやすさについて前回調査（平成29年実施）から大きな変化はありません。「とても暮らしやすい」、「どちらかというと暮らしやすい」と回答した割合は、5割半ば程度となっており、暮らしやすい生活基盤の整備・強化を図っていく必要があります。

図表3-11 地域の暮らしやすさについて



※ 小数点第2位以下を四捨五入し、小数点第1位までを表記しているため、合計が100.0%とならない場合があります。

— ●● 協働による取り組み（期待する役割） ●● —

対 象	役 割・行 動
自助：障がいのある人	→ ・外出等、行動をしようとする意思
互助・共助：地域	→ ・まちなかや地域での必要に応じた支え合い
公助：行政（市・関係機関）	→ ・暮らしやすいまちづくりの推進 ・社会参加への支援

※ 障がいのある人にはその家族も含みます。

— ●● 施策での取り組み（実施方針・主要施策） ●● —

(実施方針)

- 物理的なバリア（障壁）を解消し、地域で暮らす障がいのある人やこれから地域で暮らそうとする障がいのある人の生活環境や利便性の向上に努め、「暮らしやすさ」を実感できる取り組みを進めます。
- 障がいのある人が、自らより良い暮らしを追求できるよう社会に適応し、自立する能力を育成・支援する、地域社会の形成に取り組みます。

(主要施策)

4-1-1：住環境の整備

【担当課：障がい福祉課・住宅政策課】

障がいのある人の地域生活を支えるため、一般住宅の改修費用の助成を継続するなど、住環境の整備を支援します。

また、各計画に基づいた市営住宅の整備を推進するとともに、サービス事業所や県指定の居住支援法人と連携しながら、居住の場の確保に取り組みます。

4-1-2：障がいのある人の意思や状態に配慮した地域移行の推進

【担当課：障がい福祉課】

施設等で暮らす障がいのある人が、地域での暮らしを望むときに、円滑な地域移行ができるよう、障がいのある人の意思や状態に配慮した地域移行を推進します。

また、地域移行後の地域での暮らしを継続的に支援できるよう、地域自立支援協議会やサービス提供事業所、関係機関等と連携し、地域移行を推進します。

4-1-3：公共施設のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化

【担当課：管財・施設経営課】

公共施設の改修や更新等にあたっては、年齢、性別等にかかわらず、誰もが安全・安心に利用できるようバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を図ります。

4-1-4：移動手段の確保・負担の軽減

【担当課：障がい福祉課・企画調整課】

移動が困難な障がいのある人の行動範囲を広げることができるよう、様々な移動支援によって、障がいのある人の社会参加の促進に努めます。

また、障がいのある人が日常生活のなかで、気軽に安心して移動できるよう、各種交通機関における運賃等の割引制度の周知や情報提供を行い、負担の軽減と社会参加を促進します。

そのほか、自動車運転免許取得助成事業や自動車改造助成事業の周知を行いながら、障がいのある人の社会参加や就業を促進します。

4-2 安全・安心な共生のまちづくり

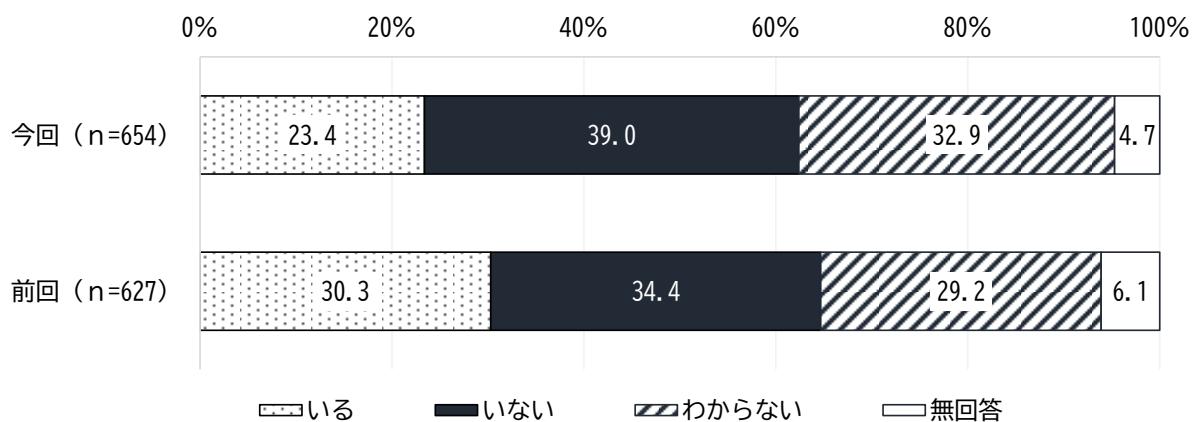
— ●● 施策の目的 ●● —

- 緊急時・災害時に支援の必要な「要配慮者」の安全・安心策の確保のため、市民との協働により配慮することを目的とした施策です。

— ●● 施策を取り巻く現況 ●● —

- アンケート調査では、家族が不在の場合や一人暮らしの場合、近所で助けてくれる人が「いる」割合が前回調査（平成29年実施）から6.9ポイント減少しており、暮らしやすさとともに、障がいのある人が地域で安全・安心して生活するために、地域での支え合いを強化する取り組みが求められています。

図表3-12 家族が不在の場合や一人暮らしの場合、近所で助けてくれる人



— ●● 協働による取り組み（期待する役割） ●● —

対象	役割・行動
自助：障がいのある人	<ul style="list-style-type: none"> ・地域へ支援を求める意思の表明 ・日常・非常時に支え合う意識
互助・共助：地域	<ul style="list-style-type: none"> ・安全・安心な暮らしへの心がけ ・関係団体との連携（地域団体）
公助：行政（市・関係機関）	<ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者・避難行動要支援者の把握 ・関係機関や地域団体との連携 ・支援体制の継続的な運用（情報共有等）

※ 障がいのある人にはその家族も含みます。

— ● 施策での取り組み（実施方針・主要施策） ● —

(実施方針)

- 様々な危険や不安から障がいのある人を守れるよう、地域の安全対策を推進します。
- 近年の大規模な自然災害の教訓を踏まえ、災害や万が一の緊急時に備えるとともに、障がいの有無にかかわらず、安全・安心な暮らしができるよう、生活環境と、地域での支援体制を整備します。

(主要施策)

4-2-1：地域の安全・安心体制づくり

【担当課：防災安全課・障がい福祉課・高齢者福祉課】

緊急事態に迅速な対応ができる体制を整備するため、むつ市地域防災計画及びむつ市避難所運営マニュアルに基づき、指定避難所への要配慮者の避難も想定した避難所運営訓練等に取り組みます。

また、避難支援関係者との連携のもと、災害発生時の避難行動要支援者に関する安否確認ができるよう、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の整備に努めるとともに、対象者となる要支援者の情報を共有し、福祉避難所の開設に向けた体制整備等、引き続き災害時に支援する体制づくりを推進します。

4-2-2：生活安全意識の啓発

【担当課：障がい福祉課】

障がいのある人が、安全・安心に暮らせる地域社会の実現のために、各種関連団体等との連携やSNS等を活用して防火対策、交通安全、悪質商法などの情報提供を行い、障がいのある人や高齢者などの安全な暮らしに必要な知識の普及・啓発、注意喚起に取り組みます。

4-2-3：地域福祉の推進

【担当課：障がい福祉課】

障がいのある人が、住み慣れた地域で安心した生活ができるよう、社会福祉協議会や関係機関、団体と連携強化し、市民による支援活動の活性化に努め、地域での困りごとについて、市民・地域・行政（市・関係機関）が相互に関わりながら、課題解決に向けて取り組みます。

また、出前講座等により障がいへの理解、合理的配慮などの普及啓発を行い、すべての市民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、人格と個性を尊重し合う共生社会の形成に向けて取り組みを推進します。

4-2-4：障がい者団体（当事者団体）及び家族会への支援 【担当課：障がい福祉課】

障がいのある人とその家族や、それを支援する人達による団体の自主的な活動を支援していきます。

また、こうした機会を通じて、障がいのある人同士の交流を活性化し、解決できなかった悩みや迷いを互いに解消する機会となるような場の提供や情報の共有に努めます。

4-2-5：ボランティア活動の推進 【担当課：障がい福祉課】

市民のボランティア活動に対する理解を深め、希望する人がスムーズに活動できるよう、社会福祉協議会のボランティアセンター等の関係機関と連携を図り、地域で共に支え合う社会の形成をめざします。

4-2-6：ヘルプマーク・ヘルプカードの活用 【担当課：障がい福祉課】

援助や配慮を必要としていることが外見からはわからない人が、配慮を必要としていることを周囲の人々に知らせる「ヘルプマーク」「ヘルプカード」について障がいのある人達への普及・活用を推進します。

また、障がいのある人が、周囲に支援を求める手段として活用できるよう、市民に対する周知に取り組みます。

第4部 第7期障がい福祉計画

第4部 第7期障がい福祉計画

第1章 第6期障害福祉計画の進捗について

1 各成果目標の状況

(1) 施設入所者の地域生活への移行

国の基本指針に基づき、施設入所者の地域生活への移行をめざしており、令和4年度末時点の施設入所者は144人で令和元年度末から5人減少しています。

地域生活移行者数については、令和4年度末までに5人となっており、目標に対する55.6%の進捗状況となっています。

項目	目標	実績
令和元年度末の施設入所者数(A)	149人	
令和5年度末の施設入所者数(B)	146人	144人 (令和4年度末時点)
【目標値】施設入所者の削減見込(A-B)	3人 (2%)	5人 (令和4年度末時点)
【目標値】地域生活移行者数	9人 (6%)	5人 (令和4年度末時点)

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

①保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置

令和2年度より、生活・就労支援部会(地域自立支援協議会)を協議の場とし、地域包括ケアシステムのための連携づくりに向けて協議を重ねています。

項目	目標	実績
【目標値】保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置	設置	設置済
【目標値】開催回数	1回	3回 (令和4年度)
【目標値】保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごとの参加者数	20人	18人 (令和4年度)
【目標値】協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	1回 (令和4年度)

②精神障がい者における障害福祉サービス種別の利用

入院中の精神障がい者が地域移行するために必要なサービス利用量を見込んでおり、令和4年度までに地域定着支援利用者数、自立生活援助利用者数では利用実績がありませんでしたが、地域移行支援利用者数、共同生活援助利用者数は見込みどおり若しくは見込みを上回る実績となっています。

項目		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)
精神障がい者の 地域移行支援利用者数	実績値	4人	3人
	見込み	2人	2人
	進捗	200.0%	150.0%
精神障がい者の 地域定着支援利用者数	実績値	0人	0人
	見込み	1人	1人
	進捗	0.0%	0.0%
精神障がい者の 共同生活援助利用者数	実績値	25人	24人
	見込み	22人	24人
	進捗	113.6%	100.0%
精神障がい者の 自立生活援助利用者数	実績値	0人	0人
	見込み	1人	1人
	進捗	0.0%	0.0%

(3) 地域生活支援拠点等の整備

地域の状況把握に努め、相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくりの機能を持つ整備について検討を進め、第7期計画期間内での整備をめざしています。

項目	目標	実績
【目標値】 地域生活支援拠点等の 整備	体制を整備	未整備 (令和4年度時点)
【目標値】 運用状況の検証・検討	年1回以上	0回 (令和4年度時点)

(4) 福祉施設からの一般就労移行

①一般就労への移行

一般就労への移行にあたっては、ハローワーク、県及び障がい者就業・生活支援センター等の関係機関と連携を図りながら取り組みを進めているところです。

就労移行支援からの一般就労移行者数については、令和3年度に1人いましたが、令和4年度では0人となっています。

また、就労継続支援A型からの一般就労移行者数については、令和3年度、令和4年度ともに0人となっており、就労継続支援B型からは令和3年度に1人、令和4年度に2人となっています。

項目	目標		実績	
令和元年度の一般就労移行者数	2人 (B型利用者)		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)
【目標値】 令和5年度末の一般就労移行者数	全体	5人	2人	2人
	就労移行支援	1人	1人	0人
	就労継続支援A型	1人	0人	0人
	就労継続支援B型	3人	1人	2人

②就労定着支援事業利用者数及び就労定着率

サービス提供事業所等とともに職場定着に努めており、一般就労移行者のうち、就労定着支援事業の利用者は、令和3年度に1人、令和4年度に3人となっています。また、就労定着率8割以上の事業所数は令和3年度まで0事業所でしたが、令和4年度には1事業所となっています。

項目	目標	実績	
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)
【目標値】 令和5年度末の就労定着支援事業利用者数	2人	1人	3人
【目標値】 令和5年度末の就労定着率8割以上の事業所数	1事業所	0事業所	1事業所

(5) 相談支援体制の充実・強化等

①総合的・専門的な相談支援の実施

4か所の相談支援事業所に相談支援事業を委託し、総合的・専門的な相談支援を実施しています。

項目	目標	実績
【目標値】 総合的・専門的な 相談支援の実施	実施	実施 (令和4年度)

②地域の相談支援事業所に対する相談支援体制の強化

地域自立支援協議会を開催し、関係機関との連携強化、適切な指導・助言を行い、相談支援事業所の資質向上等への必要な支援を通じて、相談支援体制の充実・強化につなげています。

項目	目標	実績
【目標値】 専門的な指導・助言	実施	実施 14件 (令和4年度)
【目標値】 人材育成の支援	実施	実施 14件 (令和4年度)
【目標値】 地域の相談機関との連携 強化の取組の実施	実施	実施 16回 (令和4年度)

(6) 障害福祉サービス等の質の向上のための体制の構築

障害福祉サービス等の適正な給付と質の向上のため、障害福祉サービス等に係る各種研修の活用や障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の事業所等との共有を図っています。

項目	目標	実績
【目標値】 障害福祉サービス等に 係る各種研修の活用	実施	実施 (令和4年度)
【目標値】 障害者自立支援審査 支払等システムによる 審査結果の共有	実施	実施 (令和4年度)

第2章 計画期間における成果目標の設定

国の基本指針に基づき、第7期障がい福祉計画の最終年度である令和8年度を目標年度とした成果目標を掲げます。

1 施設入所者の地域生活への移行

本市では、本人の自己決定を尊重し、その家族など関係者の理解や支援等も得ながら、国の基本指針と地域の実情をもとに、施設入所者の地域生活への移行をめざします。

項目	目標	国の基本指針による考え方
令和4年度末の施設入所者数（A）	144人	・令和4年度末時点の施設入所者数
令和8年度末の施設入所者数（B）	141人 (2.1%)	・令和8年度末時点の施設入所見込み人員 (令和4年度末の5%以上削減)
【目標値】 地域生活移行者数 (地域移行率)	9人 (6.3%)	・令和4年度末施設入所者数の6%以上を 地域生活へ移行

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

（1）保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置

精神障がい者に対する包括的な支援を行えるようにするため、保健・医療・福祉・介護関係者による協議の場を設置します。

本市においては、地域自立支援協議会の生活・就労支援部会に協議の場を設置し、様々な関係者が情報共有や連携を行う体制の構築を図ります。

項目	目標	国の基本指針による考え方
【目標値】 保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置	1か所	
【目標値】 開催回数	2回	・住民に最も身近な基礎的自治体である市町村が中心となり、当事者及び保健・医療・福祉に携わる者を含む様々な関係者が情報共有や連携を行う体制を構築できるよう、令和8年度末までにすべての市町村ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを原則として設定
【目標値】 保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごとの参加者数	20人	
【目標値】 協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	

(2) 精神障がい者における障害福祉サービス種別の利用

長期入院精神障がい者のうち一定数は、地域の精神保健医療福祉体制を整備することによって地域生活への移行が可能であると考えられます。

計画期間においては、次のとおり精神障がい者等のニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域移行支援等、障害福祉サービスの利用を見込みます。

項目	見込量	国の指針による考え方
精神障がい者の 地域移行支援利用者数	2人	・現に利用している精神障がい者の数、精神障がい者等のニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域移行支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定
精神障がい者の 地域定着支援利用者数	1人	
精神障がい者の 共同生活援助利用者数	27人	
精神障がい者の 自立生活援助利用者数	1人	
精神障がい者の 自立訓練（生活訓練） 利用者数	24人	

3 地域生活支援拠点等の整備

本市では、地域において医療、福祉、相談等の機能を分担する「面的整備」として見込みます。

整備にあたっては、地域の状況把握に努め、相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくりの機能を持つ地域生活支援拠点について第7期計画期間内での整備をめざします。

なお、コーディネーター及び地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置については、今後必要性を検討します。

項目	目標	国的基本指針による考え方
【目標値】 地域生活支援拠点等の整備	1か所	・各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと
【目標値】 コーディネーター配置	—	
【目標値】 地域生活支援拠点等の機能を担うサービス事業所等の担当者の配置	—	
【目標値】 運用状況の検証・検討	年1回以上	

4 強度行動障がい者への支援体制整備

本市では、地域生活支援拠点整備に関する協議体と兼ねて実施することを検討しており、計画期間内の整備をめざします。

項目	目標	国的基本指針による考え方
【目標値】 強度行動障がい者への支援体制整備	令和8年度整備	・令和8年度末までに、各市町村または圏域において、強度行動障がいを有する者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めること

5 福祉施設からの一般就労移行

一般就労への移行にあたっては、相談支援やサービス提供事業所をはじめ、ハローワーク、県及び関係機関と連携を図りながら、障がい者の一般就労や雇用支援策の理解促進に努めます。

また、障がいの多様性や高齢化といった現在のサービス利用者の状況や雇用環境を踏まえ、令和7年度より創設される就労選択支援、サービス提供事業所等とともに、本市の現況に即した就労の選択、一般就労への移行及び職場定着を進めます。

(1) 福祉施設から一般就労への移行者数

項目	目標	国の基本指針による考え方
令和3年度の一般就労移行者数	2人	・令和3年度一般就労移行者数の1.28倍以上
【目標値】令和8年度末の一般就労移行者数	3人	

(2) 就労移行支援事業における一般就労への移行者数

項目	目標	国の基本指針による考え方
令和3年度末の就労移行支援事業の一般就労への移行者数	1人	・令和3年度一般就労への移行実績の1.31倍以上
【目標値】令和8年度末の就労移行支援事業の一般就労への移行者数	2人	

(3) 就労継続支援事業における一般就労への移行者数

項目	目標	国の基本指針による考え方
【目標値】令和8年度末の就労継続支援事業の一般就労への移行者数	A型事業 1人 B型事業 2人	・就労継続支援事業の事業目的等に鑑み、就労継続支援A型事業については、令和3年度の一般就労への移行実績の1.29倍以上、就労継続支援B型事業については、令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上

(4) 就労定着支援事業利用者数及び就労定着率

項目	目標	国的基本指針による考え方
令和3年度末の就労定着支援事業利用者数	1人	
【目標値】令和8年度末の就労定着支援事業利用者数	2人	・令和3年度就労定着支援事業利用者数の1.41倍以上
【目標値】令和8年度末の一般就労移行率5割以上の就労移行支援事業所数	2事業所	・令和8年度末までに就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすること
【目標値】令和8年度末の就労定着率7割以上の就労定着支援事業所数	1事業所	・令和8年度末までに就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所を全体の2割5分以上とすること

6 相談支援体制の充実・強化等

本市では、地域の相談支援事業所に専門的職員が配置され相談支援機能の強化を図っています。相談支援体制をさらに充実・強化するため、令和8年度を目途に基幹相談支援センターを設置し、総合的・専門的な相談支援を実施するとともに、地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保します。

また、地域自立支援協議会等において、困難事例の検討を行うなど、関係機関の連携強化による地域サービス基盤の開発・改善に取り組みます。

(1) 基幹相談支援センターにおける総合的・専門的な相談支援の実施

項目	目標	国的基本指針による考え方
【目標値】基幹相談支援センターにおける総合的・専門的な相談支援の実施	令和8年度	
【目標値】専門的な指導・助言件数	8件	・令和8年度末までに、各市町村または各圏域において、基本指針に掲げる相談支援の実施及び基幹相談支援センターを設置するとともに、地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保すること
【目標値】人材育成の支援件数	8件	
【目標値】地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	8回	

(2) 協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等

項目	目標	国的基本指針による考え方
【目標値】 地域サービス基盤の開発・改善等に必要な協議会の体制確保	整備済	・協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保すること
【目標値】 個別事例の検討件数	2件	
【目標値】 参加事業所・機関数	20事業所	
【目標値】 専門部会の設置数	3部会	
【目標値】 専門部会の実施回数	6回	

7 障害福祉サービス等の質の向上のための体制の構築

本市の障害福祉サービス等の利用状況の把握・検証を行うとともに、「請求の過誤をなくすための取組」や適正な運営を行っている事業所を確保していくこと等により、障害福祉サービス等の質の向上のための体制を構築します。

(1) 障害福祉サービス等に係る各種研修その他の研修への市職員の参加人数

項目	目標	国的基本指針による考え方
【目標値】 障害福祉サービス等に係る各種研修その他の研修への市職員の参加人数	2人	・令和8年度末までに、基本指針に掲げる障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制の構築

(2) 障害者自立支援審査支払等システムによる関係自治体等との共有

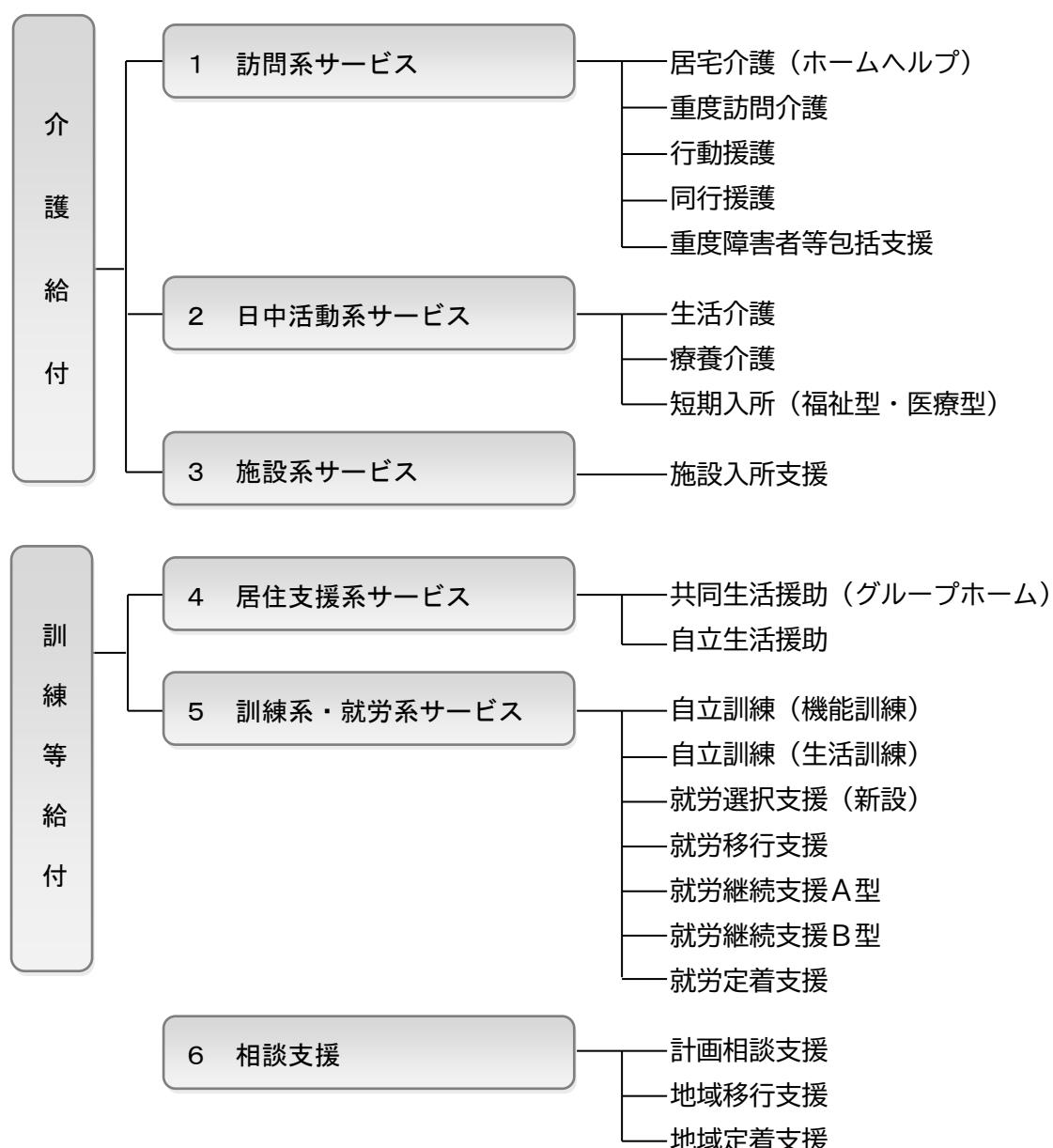
項目	目標	国的基本指針による考え方
【目標値】 審査結果の分析結果を事業所及び関係自治体等と共有した実施回数	12回	・令和8年度末までに、基本指針に掲げる障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制の構築

第3章 障害福祉サービスの見込み量及び確保策

本市は、令和8年度の目標値の実現と障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス及び地域生活支援事業の円滑な提供に向けて、地域の実情やサービス利用状況、新たなサービス対象者等を勘案しつつ、計画期間における適切なサービス提供量を見込み、その確保に努めていきます。

なお、障害福祉サービスは、大きく「訪問系サービス」、「日中活動系サービス」、「施設系サービス」、「居住支援系サービス」、「訓練系・就労系サービス」、「相談支援」の6つに分けることができます。

図表4-1 障害福祉サービスの体系



1 訪問系サービス

— ●● サービス概要 ●● —

事 業 名	内 容
居宅介護	自宅を訪問して、入浴、排泄、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者または重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者であって、常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	重度の視覚障がいで移動に困難を有する障がい者などを対象に、外出時に同行し、移動時及びそれに伴う外出先の支援を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

— ●● 第6期のサービスの利用状況・第7期のサービス見込み量の設定 ●● —

- 利用人数、利用時間ともに増加傾向となっており、令和5年度における利用人数、利用時間は計画値を上回っています。
- 第7期より、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援のサービスごとに見込み量を設定します。
- 居宅介護については、過去5年の平均変化率（1.02倍）を勘案し、第7期計画期間においても同程度の利用者の増加を見込みます。時間分については、1人当たりの利用時間を16.4時間分（R4実績）として設定します。
- 重度訪問介護については、令和4年度からの利用実績はありませんが、在宅で生活する重度障がい者の利用が見込まれることから、各年度の利用者を1人、1人当たりの利用時間を24時間分として設定します。
- 同行援護については、過去5年の平均変化率（1倍）を勘案し、第7期計画期間においても同程度の利用者数、利用時間を見込みます。
- 行動援護、重度障害者等包括支援については、過去に利用実績はなく、現在も利用がない状況のため、計画期間における見込み数も0人と設定しますが、利用希望者があった場合には相談対応に努めます。

		単位	第6期		
			令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
訪問系 サービス	実績	実利用者数 (実人/月)	147	151	160
	計画値		143	145	145
	実績	延べ利用時間数 (時間分/月)	2,415	2,470	2,541
	計画値		2,217	2,248	2,248

※実績は各年度3月末、令和5年度は見込み

		単位	第7期		
			令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
居宅介護	計画値	実利用者数 (実人/月)	158	162	166
	計画値	延べ利用時間数 (時間分/月)	2,592	2,657	2,723

		単位	第7期		
			令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
重度訪問介護	計画値	実利用者数 (実人/月)	1	1	1
	計画値	延べ利用時間数 (時間分/月)	24	24	24

		単位	第7期		
			令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
同行援護	計画値	実利用者数 (実人/月)	6	6	6
	計画値	延べ利用時間数 (時間分/月)	15	15	15

		単位	第7期		
			令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
行動援護	計画値	実利用者数 (実人/月)	0	0	0
	計画値	延べ利用時間数 (時間分/月)	0	0	0

		単位	第7期		
			令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
重度障害者等 包括支援	計画値	実利用者数 (実人/月)	0	0	0
	計画値	延べ利用時間数 (時間分/月)	0	0	0

— ●● 事業量の確保に向けた方策 ●● —

- 利用者の加齢とともに家族も高齢化し、利用ニーズがさらに増えることも想定されることから、引き続き既存事業所でのサービス提供状況を確認し、見込量を確保します。
- 利用にあたっては、利用者及び家族とのコミュニケーションや同性介助への対応など、多様なニーズが想定されることから、既存サービス提供事業所でのヘルパー人員の確保やサービスの質の向上に努めます。

2 日中活動系サービス

— ●● サービス概要 ●● —

事 業 名	内 容
生活介護	常に介護を必要とする人に、日中の間、入浴、排泄、食事の介護等を行うとともに、創造的活動または生産活動の機会を提供します。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。
短期入所 (福祉型・医療型)	自宅で介護する人が病気の場合などに、施設において、宿泊を伴う短期間の入浴、排泄、食事の介護等を行います。

(1) 生活介護

— ●● 第6期のサービスの利用状況・第7期のサービス見込み量の設定 ●● —

- 利用人数は減少傾向となっており、利用人数、利用日数ともに計画値を下回る推移となっています。
- 過去3年の平均利用人数を勘案し、第7期計画期間においても同程度の利用者数を見込みます。人日分については、1人当たりの利用日数を19日（R4実績）として設定します。
- 重度障がい者の利用については、過去3年の生活介護利用者のうち重度障がい者の割合の平均値から、第7期計画期間の利用者数を見込みます。人日分については、1人当たりの利用日数を22日（R4実績）として設定します。
- 強度行動障がいを有する方の利用については、過去3年の重度障がい者のうち、強度行動障がいを有する者の割合の平均値から、第7期計画期間の利用者数を見込みます。人日分については、1人当たりの利用日数を22日（R4実績）として設定します。

- 医療的ケアを有する方の利用については、過去3年の重度障がい者のうち、医療的ケアを有する者の割合の平均値から、第7期計画期間の利用者数を見込みます。人日分については、1人当たりの利用日数を22日（R4実績）として設定します。

		単位	第6期			第7期		
			令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
生活介護	実績	実利用者数 (実人/月)	230	226	225			
	計画値		239	242	245	227	227	227
	実績	延べ利用者数 (人日分/月)	4,297	4,180	4,275			
	計画値		4,780	4,840	4,900	4,313	4,313	4,313
生活介護のうち重度障がい者の人数	実績	実利用者数 (実人/月)	35	39	32			
	計画値					31	31	31
	実績	延べ利用者数 (人日分/月)	744	827	704			
	計画値					682	682	682
	うち 強度行動障がいを有する者の人数	実績	実利用者数 (実人/月)	29	31	26		
		計画値				25	25	25
	うち 医療的ケアを必要とする者の人数	実績	延べ利用者数 (人日分/月)	612	656	572		
		計画値				550	550	550
	うち 医療的ケアを必要とする者の人数	実績	実利用者数 (実人/月)	6	8	6		
		計画値				6	6	6
	うち 医療的ケアを必要とする者の人数	実績	延べ利用者数 (人日分/月)	132	172	132		
		計画値				132	132	132

※実績は各年度3月末、令和5年度は見込み

— ● ● 事業量の確保に向けた方策 ● ● —

- 今後、地域生活移行の推進が進むことで、日中の活動の場としての役割が大きいため、県及びサービス提供事業所と連携しながら、利用者のニーズに対応した質の高いサービスが提供できるようサービス充実及び基盤の確保に努めます。

(2) 療養介護

— ●● 第6期のサービスの利用状況・第7期のサービス見込み量の設定 ●● —

- 令和4年度に利用人数が減少し、計画値を下回る推移となっています。
- 第7期の計画期間においては、令和5年度時点での利用者の継続利用を見込みます。

		単位	第6期			第7期		
療養介護	実 績		令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)
	計 画 値	実利用者数 (実人/月)	13	11	11	11	11	11

※実績は各年度3月末、令和5年度は見込み

— ●● 事業量の確保に向けた方策 ●● —

- 障がい者の高齢化に伴い、今後常時介護を必要とする方が増える可能性があり、市内に事業所がないことから、サービス提供にあたっては広域的調整を図り、サービス提供事業所の確保に努めます。

(3) 短期入所

— ●● 第6期のサービスの利用状況・第7期のサービス見込み量の設定 ●● —

- 福祉型の利用は、利用人数、利用日数ともに増加しています。利用人数は計画値を下回っていますが、利用日数は計画値を上回っています。
- 福祉型の第7期計画期間の利用については、過去の平均利用者数で見込みます。人日分については、1人当たりの利用日数を4日（R4実績）として設定します。なお、重度障がい者の利用については、これまでの実績から第7期計画期間の利用者数を0と見込みます。
- 医療型は、令和4年度まで利用がありませんでしたが、令和5年度に医療的ケア児の他圏域での利用がありました。
- 医療型の第7期計画期間の利用については、令和5年度と同程度の利用を見込み、一人当たりの利用日数を3日として設定します。

		単位	第6期			第7期		
			令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
短期入所 (福祉型)	実績	実利用者数 (実人/月)	42	44	46			
	計画値		50	50	50	46	46	46
	実績	延べ利用者数 (人日分/月)	133	162	184			
	計画値		150	150	150	184	184	184
短期入所（福 祉型）のうち 重度障がい者 の人数	実績	実利用者数 (実人/月)	1	0	0			
	計画値					0	0	0
	実績	延べ利用者数 (人日分/月)	1	0	0			
	計画値					0	0	0
	うち 強度行動障 がいを有す る者の人数	実績	実利用者数 (実人/月)	1	0	0		
	計画値					0	0	0
	実績	延べ利用者数 (人日分/月)	1	0	0			
	計画値					0	0	0
うち 医療的ケア を必要とす る者の人数	実績	実利用者数 (実人/月)	0	0	0			
	計画値					0	0	0
	実績	延べ利用者数 (人日分/月)	0	0	0			
	計画値					0	0	0

		単位	第6期			第7期		
			令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
短期入所 (医療型)	実績	実利用者数 (実人/月)	0	0	1			
	計画値		1	1	1	1	1	1
	実績	延べ利用者数 (人日分/月)	0	0	1			
	計画値		3	3	3	3	3	3
短期入所（医療型）のうち 重度障がい者の人数	実績	実利用者数 (実人/月)	0	0	1			
	計画値					1	1	1
	実績	延べ利用者数 (人日分/月)	0	0	1			
	計画値					3	3	3
	うち 強度行動障 がいを有す る者の人数	実績	実利用者数 (実人/月)	0	0	0		
	計画値					0	0	0
	実績	延べ利用者数 (人日分/月)	0	0	0			
	計画値					0	0	0
うち 医療的ケア を必要とす る者の人数	実績	実利用者数 (実人/月)	0	0	1			
	計画値					1	1	1
	実績	延べ利用者数 (人日分/月)	0	0	1			
	計画値					3	3	3

※実績は各年度3月末、令和5年度は見込み

— ● ● 事業量の確保に向けた方策 ● ● —

- 緊急時の対応や介護者が休養をとる際の※1レスパイトとしての機能も有しております。今後も必要と思われる量の確保に努め、サービス基盤の整備の促進を図ります。
- 医療型短期入所については、市内に事業所がないことから、サービス提供にあたっては広域的な調整を行うとともに、県と連携し、下北圏域でのサービス提供事業所の確保に努めます。

※1 レスパイト：P.115 参照

3 施設系サービス

— ●● サービス概要 ●● —

事業名	内容
施設入所支援	施設に入所する人に対し、夜間や休日の入浴、排泄、食事の介護等日常生活の支援を行います。

(1) 施設入所支援

— ●● 第6期のサービスの利用状況・第7期のサービス見込み量の設定 ●● —

- 利用者数は減少が続いているため、令和5年度には計画値を下回っています。
- 第7期計画期間においては、障害者支援施設入所者の地域生活への移行を踏まえ、令和8年度の入所者数を141人とします。

	単位	第6期			第7期		
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
施設入所支援	実績	実利用者数 (実人/月)	149	147	145		
	計画値		148	147	146	143	142

※実績は各年度3月末、令和5年度は見込み

— ●● 事業量の確保に向けた方策 ●● —

- グループホームでの対応が困難な方や、障がいの特性により介護保険施設での対応が困難な方など、施設を必要とする方に対し適切なサービスが提供されるよう、サービス提供事業所と連携を図ります。
- 入所者の高齢化や意向に配慮しつつ、計画期間の目標を視野に入れながら、介護保険施設の利用、地域への移行を支援します。

4 居住支援系サービス

— ●● サービス概要 ●● —

事業名	内容
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助、必要に応じて介助などを行います。
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者等について、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、適切な支援を行います。

(1) 共同生活援助

— ●● 第6期のサービスの利用状況・第7期のサービス見込み量の設定 ●● —

- 令和5年度に利用者の増加がありました。第6期計画期間を通じて計画値を下回っています。
- 障害者支援施設入所者の地域生活への移行を踏まえ、第7期計画期間の利用者数の増加を見込みます。
- 過去3年の利用者のうち重度障がい者の割合の平均値から、第7期計画期間の利用者数を見込みます。

	単位	第6期			第7期		
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
共同生活援助 (グループホーム)	実績 計画値	実利用者数 (実人/月)	77	77	79		
			83	86	89	81	83
	共同生活援助 のうち重度障 がい者の人数	実績 計画値	実利用者数 (実人/月)	2	3	3	
						3	3
	うち 強度行動障 がいを有す る者の人数	実績 計画値	実利用者数 (実人/月)	2	3	3	
						3	3
	うち 医療的ケア を必要とす る者の人数	実績 計画値	実利用者数 (実人/月)	0	0	0	0
						0	0

— ●● 事業量の確保に向けた方策 ●● —

- 地域移行後の生活の場であると同時に、親亡き後の生活の場として、必要性が高まるこども考えられるため、計画的な整備に努めるほか、地域生活支援拠点等の機能強化に向けて、相談支援や緊急時の対応等、今後の居住支援策について事業所等と連携して取り組みます。

(2) 自立生活援助

— ●● 第6期のサービスの利用状況・第7期のサービス見込み量の設定 ●● —

- 第6期計画期間を通じて利用はありませんでした。
- 現在、利用者はおらず、地域に事業所がない状況ですが、障害者支援施設や宿泊型自立訓練から一人暮らしへの移行者を、各年度1人で見込みます。

		単位	第6期			第7期		
自立生活援助	実績		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
	計画値	実利用者数 (実人/月)	0	0	0	1	1	1

※実績は各年度3月末、令和5年度は見込み

— ●● 事業量の確保に向けた方策 ●● —

- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、円滑なサービス利用につながるよう、市外のサービス提供事業所とも連携を図りながら、提供基盤の確保に努めます。

5 訓練系・就労系サービス

— ●● サービス概要 ●● —

事業名	内容
自立訓練（機能訓練）	身体障がいを有する人が、自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。
自立訓練（生活訓練）	知的障がいまたは精神障がいを有する人が、自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、日常生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労選択支援	就労を希望する障がい者が、就労支援サービスを利用し始める段階で就労アセスメントの機会を設けることにより、希望や能力に合う仕事探しを支援し、関係機関との橋渡しを担います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援（A型・B型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	一般就労した障がい者に対し、職場への定着や就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行います。

（1）自立訓練（機能訓練）

— ●● 第6期のサービスの利用状況・第7期のサービス見込み量の設定 ●● —

- 第6期計画期間を通じて利用はありませんでした。
- 過去に利用実績はなく、現在も利用がない状況です。そのため、第7期計画期間における見込み数も0人と設定します。

	単位	第6期			第7期		
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
自立訓練 (機能訓練)	実績	実利用者数 (実人/月)	0	0	0		
	計画値		0	0	0	0	0
	実績	延べ利用者数 (人日分/月)	0	0	0		
	計画値		0	0	0	0	0

※実績は各年度3月末、令和5年度は見込み

— ●● 事業量の確保に向けた方策 ●● —

- 市内に事業所がありませんが、サービス提供にあたっては広域的調整を図り、サービス提供事業所の確保に努めるとともに、関係機関やサービス提供事業所との情報共有などの連携を図り、支援を必要とする方の把握に努めることで、適切なサービス提供基盤の確保に努めます。

(2) 自立訓練（生活訓練）

— ●● 第6期のサービスの利用状況・第7期のサービス見込み量の設定 ●● —

- 過去5年間の利用者数には増減がありますが、標準利用期間があるため、第6期計画期間では、ほぼ横ばいで推移しています。
- 過去5年の平均変化率（0.98倍）を勘案し、また、各年度養護学校卒業生等の新規利用の増加を含めて見込みます。人日分については、1人当たりの利用日数を12日（R4実績）として設定します。

		単位	第6期			第7期		
自立訓練 (生活訓練)	実 績		令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)
	計 画 値	実利用者数 (実人/月)	27	31	31			
	実 績	延べ利用者数 (人日分/月)	35	35	35	32	32	32
	計 画 値		308	351	372			
			525	525	525	384	384	384

※実績は各年度3月末、令和5年度は見込み

— ●● 事業量の確保に向けた方策 ●● —

- 関係機関やサービス提供事業所との情報共有などの連携を図り、支援を必要とする方のニーズを踏まえた適切なサービス提供基盤の確保に努めます。

(3) 就労選択支援

— ●● 第6期のサービスの利用状況・第7期のサービス見込み量の設定 ●● —

- 令和7年度からの新たなサービスです。就労移行支援の制度開始時の利用者数の推移から利用者数を見込みます。

	単位	第7期			
		令和6年度(2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)	
就労選択支援	計画値	実利用者数 (実人/月)	0	11	16

— ●● 事業量の確保に向けた方策 ●● —

- 就労を希望する利用者が、本人の希望に添った選択ができるよう、関係機関やサービス提供事業所と連携を図り、適切なサービス提供基盤の確保に努めます。

(4) 就労移行支援

— ●● 第6期のサービスの利用状況・第7期のサービス見込み量の設定 ●● —

- 過去5年間の利用者数には増減がありますが、標準利用期間があるため、第6期計画期間では、ほぼ横ばいで推移しています。
- 過去5年の平均変化率(0.95倍)を勘案し、第7期計画期間においても同程度の利用者数の推移を見込みます。人日分については、1人当たりの利用日数を9日(R4実績)として設定します。

	単位	第6期			第7期		
		令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和6年度(2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)
就労移行支援	実績	実利用者数 (実人/月)	12	14	14		
	計画値		17	17	17	13	13
	実績	延べ利用者数 (人日分/月)	165	116	126		
	計画値		255	255	255	117	117

※実績は各年度3月末、令和5年度は見込み

— ●● 事業量の確保に向けた方策 ●● —

- 支援を必要とする方の把握に努め、適切なサービス提供基盤を確保します。また、新たに創設される就労選択支援との連携を図り、利用者の希望に沿った就労機会の確保に努めます。

(5) 就労継続支援（A型）

— ●● 第6期のサービスの利用状況・第7期のサービス見込み量の設定 ●● —

- 過去5年間の利用者数は減少しています。市内事業所数の減少により、令和5年度には、さらに減少すると見込まれます。
- 令和5年度の実績見込みと同程度の利用者数の推移を見込み、人日分については、1人当たりの利用日数を19日（R5見込み）として設定します。

	単位	第6期			第7期		
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
就労継続支援 (A型)	実 績	実利用者数 (実人/月)	31	31	24		
	計 画 値		35	35	35	24	24
	実 績	延べ利用者数 (人日分/月)	584	488	456		
	計 画 値		700	700	700	456	456

※実績は各年度3月末、令和5年度は見込み

— ●● 事業量の確保に向けた方策 ●● —

- 市内外のサービス提供事業所及び関係機関と連携しながら、支援を必要とする方の把握に努め、ニーズに合った適切なサービス提供基盤の確保に努めます。
- 新たに創設される就労選択支援との連携を図り、利用者の希望に沿った就労機会の確保に努めます。

(6) 就労継続支援（B型）

— ●● 第6期のサービスの利用状況・第7期のサービス見込み量の設定 ●● —

- 過去5年の利用者数は増加しており、第6期計画期間における利用人数は計画値を上回っています。
- 過去5年の平均変化率（1.06倍）を勘案し、第7期計画期間の利用者数を見込みます。人日分については、1人当たりの利用日数を20日として設定します。

		単位	第6期			第7期		
			令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
就労継続支援 (B型)	実績	実利用者数 (実人/月)	228	244	259			
	計画値		226	236	246	259	259	259
	実績	延べ利用者数 (人日分/月)	3,827	3,803	4,144			
	計画値		4,520	4,720	4,920	5,180	5,180	5,180

※実績は各年度3月末、令和5年度は見込み

— ●● 事業量の確保に向けた方策 ●● —

- 市内外のサービス提供事業所及び関係機関と連携しながら、支援を必要とする方の把握に努め、ニーズに合った適切なサービス提供基盤の確保に努めます。
- 新たに創設される就労選択支援との連携を図り、利用者の希望に沿った就労機会の確保に努めます。

(7) 就労定着支援

— ●● 第6期のサービスの利用状況・第7期のサービス見込み量の設定 ●● —

- 令和5年現在、一般就労移行者3名が利用しています。
- 第7期計画期間においては、毎年、一般就労移行者4名の利用を見込みます。

	単位	第6期			第7期		
		令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)
就労定着支援	実 績	1	3	3			
	計 画 値	2	2	2	4	4	4

※実績は各年度3月末、令和5年度は見込み

— ●● 事業量の確保に向けた方策 ●● —

- 就労移行支援、就労継続支援（A・B型）のサービス提供事業所と連携し、サービスの利用状況、一般就労へ移行する方の把握に努め、適切なサービス利用につなげるとともに、提供基盤の確保に努めます。

6 相談支援

サービス概要

事業名	内容
計画相談支援	障害福祉サービスを利用するすべての障がい者及び地域相談支援を利用する障がい者を対象に、支給決定を行う際にサービス利用計画の作成、利用状況の検証、計画の見直しを行います。
地域移行支援	障害者支援施設に入所している障がい者や入院している精神障がい者等を対象に、住居の確保その他の地域生活に移行するための活動に関する相談支援を行います。
地域定着支援	施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した人、地域生活が不安定な人等を対象に、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急事態等に対する相談や緊急訪問、緊急対応等の支援を行います。

(1) 計画相談支援

- 第6期のサービスの利用状況・第7期のサービス見込み量の設定
- 支給決定を受けた障がい者、またはその保護者が、対象となる障害福祉サービスを適切に利用できるよう、サービス利用計画を作成します。
 - 計画相談支援については、過去5年間の利用者数に増減はありますが、平均変化率(1.01倍)を勘案し、第7期計画期間の利用者数を見込みます。
 - 地域移行支援については、過去5年間の利用者数には増減がありますが、第7期計画期間では過去の平均利用者数で見込みます。
 - 地域定着支援については、過去に利用実績はありませんが、障害者支援施設等や精神科病院から退所・退院した方など2人の利用を見込みます。

	単位	第6期			第7期		
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
計画相談支援	実績	実利用者数 (実人/年)	655	649	659		
	計画値		640	660	680	668	678
地域移行支援	実績	実利用者数 (実人/年)	4	3	3		
	計画値		3	3	3	3	3
地域定着支援	実績	実利用者数 (実人/年)	0	0	0		
	計画値		2	2	2	2	2

※実績は各年度3月末、令和5年度は見込み

— ● 事業量の確保に向けた方策 ● —

- 適切な障害福祉サービスの利用や円滑な地域生活移行を支援するために、相談支援専門員の確保や地域生活支援者の把握に努めます。
- サービスを必要とする方のニーズに対応するためにも、引き続きサービス提供事業所や関係機関と連携し、提供体制の整備を図り、相談支援の充実・強化を推進します。

第4章 地域生活支援事業

1 地域生活支援事業について

地域生活支援事業は、障害者総合支援法第77条に基づき、障がい者及び障がい児が地域で自立した日常生活や社会生活（就労等）を営むことができるよう、本市の※1地域資源や利用者の状況に応じて柔軟に実施する事業です。

本市は、これまで実施してきた事業の実績やニーズ等を踏まえて、障がい者や障がい児の保護者等からの相談対応や生活に必要な情報の提供のほか、コミュニケーション支援、日常生活用具の給付、障がい者等の移動支援等に関する次の内容の地域生活支援事業を実施します。

今後も、ニーズの拡大や提供体制の整備状況に応じて、事業実施を検討します。

図表4-2 本市で実施する地域生活支援事業の概要

種別	事 業 名	内 容
必須事業	理解促進・研修啓発事業	障がい者等に対する理解を深めるため、広報活動、研修会等を行う事業です。
	自発的活動支援事業	障がい者福祉の増進と共生社会の実現に向け、障がい者やその家族、地域等からなる団体が、地域において自発的に行う活動に対して支援する事業です。
	相 談 支 援 事 業	<ul style="list-style-type: none">○障害者相談支援事業 障がいのある人等からの相談に応じて、必要な情報の提供及び助言、サービスの利用支援、虐待の防止など権利擁護のための援助を行う事業です。○基幹相談センター等機能強化事業 相談支援の強化のために、専門的職員を配置する事業です。○住宅入居等支援事業 賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がい者等に対して、入居に必要な調整等の支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて地域生活を支援する事業です。
	成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がい者や精神障がい者に対して、成年後見制度の利用を支援することにより、障がい者の権利擁護を図る事業です。
	成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適切に行うことができる法人を確保できる体制整備に向け、事業の実施方法について、検討する事業です。
	意 思 疎 通 支 援 事 業	手話通訳者、※2要約筆記者の派遣事業、手話通訳者の設置事業など、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等と他の者の意思疎通を仲介する事業です。
	日常生活用具給付等事業	日常生活上の便宜を図るため、重度障がい者に特殊寝台や特殊マット、入浴補助用具などを給付または貸与する事業です。
	手話奉仕員養成研修事業	手話奉仕員養成講座を開催し、手話奉仕員を養成する事業です。

※1 地域資源：P.113 参照

※2 要約筆記者：P.115 参照

種別	事業名	内容
必須事業	移動支援事業	社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等、社会参加のために外出の際の支援を行う事業です。
	地域活動支援センター事業	地域の実情に応じ、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する事業です。
その他の事業	福祉ホーム事業	住居を求めている障がい者に対し、低額な料金で日常生活に適するような居室その他の設備を提供するとともに、日常生活に必要な利便を提供する事業です。
	訪問入浴サービス事業	身体障がいのある人を対象に、自宅での入浴サービスを行う事業です。
	更生訓練費給付事業	就労移行支援事業または自立訓練事業の利用者等を対象に、更生訓練費を支給する事業です。
	日中一時支援事業	家族の就労支援や家族の一時的な休息を目的に、障がい者等の日中における活動の場を提供する事業です。
	自動車改造助成事業	自動車の改造費用の一部を助成する事業です。
	自動車運転免許取得助成事業	自動車運転免許の取得費用の一部を助成する事業です。

2 各年度のサービス見込量

本市における各年度のサービス見込量は、次のとおりとします。

			第6期			第7期		
			令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
(1) 理解促進・研修啓発事業	実績	実施の有無	実施	実施	実施			
	計画値		実施	実施	実施	実施	実施	実施
(2) 自発的活動支援事業	実績	実施の有無	未実施	未実施	未実施			
	計画値		実施	実施	実施	実施	実施	実施
(3) 相談支援事業								
① 障害者相談支援事業	実績	実施か所数	4	4	4			
	計画値		4	4	4	4	4	4
基幹相談支援センター	実績	設置の有無	無	無	無			
	計画値		無	無	無	無	無	有
② 基幹相談支援センター等機能強化事業	実績	実施の有無	実施	実施	実施			
	計画値		実施	実施	実施	実施	実施	実施
③ 住宅入居等支援事業	実績	実施の有無	実施	実施	実施			
	計画値		実施	実施	実施	実施	実施	実施
(4) 成年後見制度利用支援事業	実績	実利用人数	4	0	2			
	計画値		2	2	2	2	2	2
(5) 成年後見制度法人後見支援事業	実績	実施の有無	未実施	未実施	未実施	※P.92 参照	—	—
	計画値		未実施	未実施	未実施			

		第6期			第7期		
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
(6) 意思疎通支援事業							
① 手話通訳者・ 要約筆記者 派遣事業	実績	実利用者 数	7	7	7		
	計画値		10	10	10	7	7
② 手話通訳者 設置事業	実績	設置数	1	1	1		
	計画値		1	1	1	1	1
(7) 日常生活用具 給付等事業 *総給付件数	実績	給付合計 件数	1,710	1,605	1,504		
	計画値		1,547	1,547	1,547	1,719	1,719
① 介護・訓練支 援用具	実績	年間 延べ件数	3	0	3		
	計画値		8	8	8	5	5
② 自立生活支援 用具	実績	年間 延べ件数	9	5	4		
	計画値		7	7	7	6	6
③ 在宅療養等 支援用具	実績	年間 延べ件数	7	3	3		
	計画値		7	7	7	5	5
④ 情報・意思疎 通支援用具	実績	年間 延べ件数	1	3	4		
	計画値		3	3	3	3	3
⑤ 排泄管理支援 用具	実績	年間 延べ件数	1,689	1,594	1,490		
	計画値		1,520	1,520	1,520	1,700	1,700
⑥ 居宅生活動作 補助用具 (住宅改修費)	実績	年間 延べ件数	1	0	1		
	計画値		2	2	2	2	2
(8) 手話奉仕員養成 研修事業	実績	修了者数	19	12	8		
	計画値		20	20	20	13	13
(9) 移動支援事業	実績	実利用人 数	14	13	13		
	計画値		15	15	15	15	15
	実績	年間延べ 利用時間	229	219	230		
	計画値		250	250	250	240	240
(10) 地域活動支援 センター事業	実績	実施 か所数	2	2	2		
	計画値		2	2	2	2	2
	実績	実利用 人数	62	53	61		
	計画値		70	70	70	61	61

			第6期			第7期		
			令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
(11) -① 福祉ホーム事業	実績	実利用 人数	4	4	4			
	計画値		4	4	4	4	4	4
(11) -② 訪問入浴 サービス事業	実績	実利用 人数	7	5	6			
	計画値		10	10	10	6	6	6
(11) -③ 更生訓練費給付 事業	実績	実利用 人数	0	0	0			
	計画値		0	0	0	0	0	0
(11) -④ 日中一時支援 事業	実績	実利用 人数	21	19	16			
	計画値		35	35	35	19	19	19
(11) -⑤ 自動車運転免許 取得・改造助成 事業	実績	実利用 人数	3	0	1			
	計画値		2	2	2	2	2	2

※実績は各年度3月末、令和5年度は見込み

3 実施に関する考え方（見込量確保の方策等）

（1）理解促進・研修啓発事業

共生社会の実現のため、市民に対して障がい者等に対する理解を深めてもらえるよう、今後も障がい福祉サービス等展示会などの事業を継続していきます。

（2）自発的活動支援事業

障がい者やその家族、地域住民等からなる団体が、地域において自発的に行う活動に対し、補助金を交付し、障がいのある方が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう支援に努めます。

また、^{※1}ペアレントトレーニングや、^{※2}ピアサポートなどの活動への協力支援を行うなど、地域で生活する障がい者とその家族が抱える課題への対応を念頭に置き、支援に努めます。

※1 ペアレントトレーニング：P.115 参照

※2 ピアサポート：P.115 参照

(3) 相談支援事業

相談支援事業については、市内4か所において事業を実施します。

事業実施にあたっては、身近な困りごとをはじめ、様々な相談に対応する総合窓口として、どこでも同じように相談支援が行えるよう困難ケースの相談、指導助言等について支援を図るとともに、地域自立支援協議会において地域課題を共有し、課題解決へ向けた検討を図るなど、相談支援と地域自立支援協議会との連携による支援体制の充実に努めます。

また、相談支援体制の強化を図るため、令和8年度を目途に基幹相談支援センターの設置をめざします。

(4) 成年後見制度利用支援事業

令和4年度からむつ市社会福祉協議会に設置された成年後見センターと連携をしながら、成年後見制度の周知を図るとともに、知的障がい者や精神障がい者のうち判断能力が不十分な方について、適切にサービスの利用契約の締結等が行われるよう、制度の利用を支援することで、個人の尊厳や権利擁護に努め、所得等に応じて成年後見制度利用に要する経費の全部または一部を補助します。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

現時点での事業実績はありませんが、令和4年度から成年後見センターが設置されたむつ市社会福祉協議会において法人後見を実施しており、市と連携しながら、権利擁護に関わる支援を行っています。

(6) 意思疎通支援事業

福祉サービスだけでなく、あらゆる行政サービスの場で支援を提供していく必要があるため、※1手話通訳員を設置・派遣するほか、登録手話通訳員を派遣します。

また、県内他市と連携し、広域的な派遣に対応します。

※1手話通訳員：P.111 参照

(7) 日常生活用具給付等事業

日常生活用具給付等事業については、令和3年度～令和5年度の実績と、地域移行による在宅生活者の増加を見込み、利用量を確保します。

また、利用促進に向けて相談支援事業や広報むつなどを通じて事業の周知を図り、利用希望者一人ひとりの状況に合わせた適切な用具の給付に努めます。

(8) 手話奉仕員養成研修事業

市内での講座開催を継続し、講座受講者の確保と養成に努め、聴覚障がい者のコミュニケーション支援体制の充実に努めます。

(9) 移動支援事業

移動支援事業については、障がいの特性やニーズの拡大、地域移行に対応していくうえで、供給体制が不安定にならないよう、実施するサービス提供事業所の確保に努めるとともに、事業の周知と利用促進を図ります。

(10) 地域活動支援センター事業

地域活動支援センター事業については、引き続き実施事業所との協力、連携に努めるとともに、事業の周知と利用促進を図ります。

(11) その他の事業（任意事業）

任意事業についても、各事業の対象となる障がいの特性やニーズの拡大に対応できるよう、実施するサービス提供事業所の確保に努めるとともに、相談支援事業などを通じた事業対象者の適切な把握と事業の周知、利用促進を図ります。

第5部 第3期障がい児福祉計画

第5部 第3期障がい児福祉計画

第1章 第2期障害児福祉計画の進捗について

1 障がい児支援の提供体制の整備等

(1) 児童発達支援センターの設置

本市では児童発達支援センターを令和元年度から設置しており、現在も継続しています。

項目	目標	実績
児童発達支援センターの設置	1か所 設置済	1か所 設置済

(2) 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

本市では令和元年度から保育所等訪問支援を利用できる体制を整備しており、現在も継続しています。

項目	目標	実績
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	1か所 設置済	1か所 設置済

(3) 重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービスの確保

本市では令和元年度から受け入れが可能となった事業所があり、現在も継続しています。

項目	目標	実績
重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービスの確保	1か所 設置済	1か所 設置済

(4) 医療的ケア児に対する協議の場の設置

本市では具体的な協議を進めるため、令和4年度に地域自立支援協議会に医療的ケア児支援部会を設置しています。

また、医療的ケア児を支援する地域づくりを推進する役割を担うコーディネーターを令和5年度末までに、2名配置することとしていましたが、担当者の異動等により令和4年度末時点では0人となっています。

項目	目標	実績
医療的ケア児に対する協議の場の設置	設置済	設置済

項目	目標		
医療的ケア児を支援する体制構築	2人		
項目	実績		
令和3年度		令和4年度	
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	実績値 見込み 進捗	1人 1人 50.0%	0人 2人 0.0%

第2章 計画期間における成果目標の設定

国の基本指針に基づき、第3期障がい児福祉計画の最終年度となる令和8年度を目標年度とした成果目標として、次のとおり障がい児支援の提供体制の充実を図ります。

1 障がい児支援の提供体制の充実

(1) 児童発達支援センターの設置

令和8年度末までに、本市、または圏域内に児童発達支援センター1か所を設置することとなっており、本市では令和元年度から設置しています。

項目	目標	国的基本指針による考え方
児童発達支援センターの設置	1か所設置済	<ul style="list-style-type: none"> ・令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置 ・市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない

(2) 障がい児インクルージョン推進体制

令和8年度末までに、児童発達支援センターや保育所等訪問支援等を活用しながら、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制を構築することとなっており、本市では地域自立支援協議会の子ども・教育支援部会を中心とした協議を行い、推進を図っています。

項目	目標	国的基本指針による考え方
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	1か所設置済	<ul style="list-style-type: none"> ・令和8年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を活用しながら、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築すること
障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制の構築	設置済	

(3) 重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービスの確保

主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス提供事業所については、令和元年度より受け入れが可能となった事業所がありますが、医療との連携を図りながら、事業の継続を支援していきます。

項目	目標	国の基本指針による考え方
重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービスの確保	1か所設置済	<ul style="list-style-type: none">令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス提供事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない

(4) 医療的ケア児に対する協議の場の設置

令和8年度末までに、医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、協議の場を設置することとなっており、本市では令和4年度に地域自立支援協議会に医療的ケア児支援部会を設置しています。

引き続き、医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげます。

項目	目標	国の基本指針による考え方
医療的ケア児に対する協議の場の設置	設置済	<ul style="list-style-type: none">医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、令和8年度末までに、県、各圏域、各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けること市町村単独での設置が困難な場合には、県が関与したうえでの、圏域での設置であっても差し支えない

また、県や関係機関の行う研修への相談支援専門員の参加を支援し、医療的ケア児コーディネーターを養成するとともに、医療的ケア児を支援する地域づくりを推進する役割を担うコーディネーターを令和8年度末までに、2人配置します。

項目	目標	国の基本指針による考え方
医療的ケア児に関するコーディネーターの配置	2人	<ul style="list-style-type: none">令和8年度末までに、各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケアの必要な子ども等に関するコーディネーターを配置すること

第3章 計画期間におけるサービスの見込み量

第3期計画期間（令和6年度から令和8年度）のサービス見込み量の算定にあたっては、第2期障害児福祉計画期間（令和3年度から令和5年度）のサービス利用状況を踏まえて設定します。

1 障害児通所支援

— ● ● サービス概要 ● ● —

事 業 名		内 容
放 課 後 等 デ イ サ ー ビ ス		就学している障がいのある子ども等に、授業の終了後または休業日に生活能力の向上のために必要な訓練や社会交流の機会を提供します。
児童発達支援	児童発達支援	障がいのある子ども等に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。
	医療型児童発達支援	障がいのある子ども等に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等のほか、治療を行います。
	居宅訪問型児童発達支援	児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な重症心身障がいのある子ども等に、児童発達支援センターなどから居宅訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与などの支援を実施します。
保育所等訪問支援		保育所等を訪問し、保育所等に通う障がいのある子ども等に、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

— ● ● 第2期障害児通所支援の利用状況・第3期のサービス見込み量の設定 ● ● —

(1) 放課後等デイサービス

- 利用者数は増加が続いており、令和5年度には100人を超えるました。
- 過去5年間の利用者数は増加傾向にあり、児童発達支援からの移行者も予測されます。平均変化率(1.11倍)を勘案し、第3期計画期間の利用者数を見込みます。人日分については、一人当たりの利用日数を8日(R4実績)として設定します。

	単位	第2期			第3期		
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
放課後等 デイサービス	実績	実利用者数 (実人/月)	87	95	106		
	計画値		84	95	98	118	131
	実績	延べ利用者数 (人日分/月)	815	744	728		
	計画値		1,260	1,425	1,470	944	1,048
※実績は各年度3月末、令和5年度は見込み							

— ● ● 事業量の確保に向けた方策 ● ● —

- 学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、サービス提供事業所と連携を図り放課後の居場所づくりを推進し、支援を必要とする人に提供できるよう、サービス基盤の整備、確保に努めます。

— ● ● 第2期障害児通所支援の利用状況・第3期のサービス見込み量の設定 ● ● —

(2) 児童発達支援

[児童発達支援]

- 第2期を通じて利用人数は、計画値を上回る推移となっています。
- 利用者数は増加傾向ですが、就学での終了や放課後デイへの移行があるため、過去3年間の平均値で第3期計画期間の利用者数を見込みます。人日分については、一人当たりの利用日数を5日(R4実績)として設定します。

[医療型児童発達支援]

- 令和2年度から利用者がいない状況ですが、各年度に1人の利用を見込み、人日分については3日を見込みます。

[居宅訪問型児童発達支援]

- これまで利用実績がなく、地域に事業所がない状況です。そのため、計画期間における見込みも0人と設定しますが、利用希望者があった際には、相談対応に努めることとします。

		単位	第2期			第3期		
			令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
児童発達支援	実績	実利用者数 (実人/月)	76	81	75			
	計画値		48	48	48	78	78	78
	実績	延べ利用者数 (人日分/月)	419	398	375			
	計画値		480	480	480	390	390	390
医療型 児童発達支援	実績	実利用者数 (実人/月)	0	0	0			
	計画値		1	1	1	1	1	1
	実績	延べ利用者数 (人日分/月)	0	0	0			
	計画値		3	3	3	3	3	3
居宅訪問型 児童発達支援	実績	実利用者数 (実人/月)	0	0	0			
	計画値		0	0	0	0	0	0
	実績	延べ利用者数 (人日分/月)	0	0	0			
	計画値		0	0	0	0	0	0

※実績は各年度3月末、令和5年度は見込み

— ● ● 事業量の確保に向けた方策 ● ● —

- 児童発達支援については、障がい児や発達障がい、発達の遅れがある子どもの増加が見込まれるため、身近な地域で早い段階での支援できるよう、サービス提供基盤の充実やサービス提供量の確保に努めます。
- 医療型児童発達支援については、市内に事業所がないことから、サービス提供にあたっては広域的調整を図り、サービス提供事業所の確保に努めます。
- 居宅訪問型児童発達支援の提供にあたっては、適正な運用が図られるよう、関係機関との連絡調整を図り、必要な利用者に提供できるよう、サービス提供基盤の整備に努めます。

— ● ● 第2期障害児通所支援の利用状況・第3期のサービス見込み量の設定 ● ● —

(3) 保育所等訪問支援

- 令和4年度まで利用実績はありませんでしたが、令和5年度に支給決定者があったことから、第3期計画期間では同程度の利用者数を見込みます。人日分については、基本の支給量が一人につき月2回の利用であることより見込んでいます。

	単位	第2期			第3期		
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
保育所等 訪問支援	実 績	実利用者数 (実人/月)	0	0	3		
	計 画 値		2	2	2	3	3
	実 績	延べ利用者数 (人日分/月)	0	0	6		
	計 画 値		6	6	6	6	6

※実績は各年度3月末、令和5年度は見込み

— ● ● 事業量の確保に向けた方策 ● ● —

- 子育ての支援は障がいの有無にかかわらず、国・県・市の重要課題です。特に障がいのある子どもを、地域で安心して育てられる環境づくりが必要です。そのため、適正な運用が図られるよう、関係機関及び広域圏のサービス提供事業所と連携を図りながら、必要な利用者に提供できるよう、サービス基盤の整備、確保に努めます。

2 障害児相談支援

— ●● サービス概要 ●● —

事業名	内 容
障害児相談支援	障がい児が障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に障害児支援利用計画を作成し（障害児支援利用援助）、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う（継続障害児支援利用援助）等の支援を行います。

— ●● 第2期障害児通所支援の利用状況・第3期のサービス見込み量の設定 ●● —

- 第2期を通じて利用人数は、計画値を上回る推移となっています。
- 過去5年間の利用者数は増加傾向にあり、第3期計画期間でも同様に増加を見込みます。

	単位	第2期			第3期		
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
障害児相談支援	実績	162	157	166			
	計画値	135	146	149	174	183	192

※実績は各年度3月末、令和5年度は見込み

— ●● 事業量の確保に向けた方策 ●● —

- 障がい児の適正なサービス利用のための、障害児支援利用計画が作成されるよう、必要な相談支援専門員数の確保に努めます。

第6部 計画の推進

第6部 計画の推進

1 計画の推進体制

本市のめざす『地域のなかで自分らしい暮らしができるまちづくり』の実現に向けて、市民・地域との協働、また、関係機関及びサービス提供事業所等との連携により、計画を推進します。

また、社会情勢や生活環境の変化といった、様々な要因に柔軟に対応し、必要に応じて計画の見直しを図ります。

(1) 推進体制と計画の進行管理

各計画の推進にあたっては、計画に盛り込んだ施策の実施状況や進捗状況を点検し、施策の見直しや次期計画の策定に向けた評価を実施します。

(2) 点検及び評価体制

障害者総合支援法においては、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することその他の必要な措置を講ずることとされています。(PDCAサイクルの実施)

計画の推進にあたっては、成果目標として設定した項目についての達成状況及びサービスの利用状況（活動指標）により点検・評価します。その結果に基づき、必要な対策を講じていくこととします。

◎ 成果目標と活動指標について

① 成果目標

成果指標に関しては、国の示した障害福祉計画及び障害児福祉計画に関する基本指針を踏まえ、「第7期障がい福祉計画における成果目標の設定」、及び「第3期障がい児福祉計画における成果目標の設定」に掲げる目標値を成果目標とし、サービス体系の整備を行います。

② 活動指標

活動指標は、成果目標等を達成するためにサービスの必要量の見込を評価の指標として設定するもので、その確保状況の進捗を成果目標とともに、定期的に評価していきます。

(3) 点検及び評価結果の周知

点検及び評価した結果については、定期的に市広報等を通じて、広く市民に周知を図ります。

また、障がいのある人の必要なサービスの利用促進につながるよう、市ホームページやパンフレット等を通じて、サービス内容や事業所の所在、制度等についてわかりやすい周知に努め、利用しやすいサービス提供体制の構築に向けて、事業所や関係機関と連携して取り組みます。

2 計画の推進における連携

(1) 圏域での連携

県及び圏域内の市町村とも連携を図りながら、障がい福祉施策を推進していくうえで不可欠な保健・医療・福祉に関わる各種資格者、専門従事者等の計画的養成と確保に努め、安定した事業提供量の維持を図ります。

(2) 庁内体制の強化

庁内においては、各分野の進捗状況を定期的に把握するとともに、関係各課の緊密な連携に取り組みます。

また、複雑・多様化しつつある施策ニーズに対し、柔軟に対応できる庁内体制を整備するため、各種研修の充実、ボランティア体験の実施などを通じ、行政職員の障がいのある人への理解と人権意識や福祉意識の向上に努めます。

(3) 関係機関・ボランティア団体との連携

本計画の確実な推進を図るために、関係行政機関や社会福祉法人、市内外の様々な関係施設等が、それぞれの役割を担い、相互に協力しあえるよう、有機的な連携体制づくりをめざします。

計画の推進にあたっては、企業、^{※1}NPO（民間非営利組織）やボランティアなどの組織・民間団体の協力関係や市民協働の要となる地域の関係者等と連携し、障がいのある人に対する取り組みを支援し、計画の円滑な推進を図ります。

^{※1} NPO（民間非営利組織）：P.115 参照

資料編

資料編

資料1 策定委員会

1 むつ市障害福祉計画等策定委員会条例

平成18年7月1日条例第16号

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条第1項に規定する障害福祉計画及び障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項に規定する障害者計画の策定を円滑に行うため、むつ市障害福祉計画等策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を検討し、意見を述べるものとする。

(1) 障害福祉計画の策定に関する次のこと。

ア 各年度における指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込み及び必要な見込量の確保の方策に関すること。

イ 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関すること。

ウ その他障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する必要な事項

(2) 障害者計画の策定に係る障害者の状況の調査及び施策に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 保健関係者

(2) 医療関係者

(3) 福祉関係者

(4) 学識経験を有する者

(5) その他市長が適当であると認める者

2 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 委員会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、会長が招集し、会議の議長となる。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年3月25日条例第10号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

2 委員名簿

(順不同・敬称略)

分野	構成団体・所属等	氏名	備考
保健関係者	下北地域県民局 地域健康福祉部 保健総室（むつ保健所）	蓬 畑 恵久美	
医療関係者	一般社団法人 むつ下北医師会	三 上 史 雄	会長
	一般社団法人 青森県理学療法士会	村 木 尚 子	
福祉関係者	社会福祉法人 むつ市社会福祉協議会	瀬 川 英 之	
	下北地域県民局 地域健康福祉部 福祉こども総室	葛 西 康 祐	
	むつ市民生委員児童委員協議会	菊 池 三千郎	
	公益社団法人 青森県社会福祉士会	松 橋 知 紀	
	社会福祉法人 みちのく福祉会 しもきた療育園	白 濱 るみ子	職務代理者
	社会福祉法人 桜木会 障害福祉施設 ハートランドさくら	住 吉 光 司	
	社会福祉法人 明和会 障害者支援施設 となみ療護園	小 川 玲 子	
	むつ市身体障害者福祉協会	佐 藤 慶 一	
	大畠町手をつなぐ親の会	船 木 敏 夫	
	むつろうあ協会	山 本 洋 子	
	障害児入所施設 はまゆり学園	林 美 幸	
	特定非営利活動法人 むつ下北子育てネットワークひろば	傳 法 久 昭	
	一般社団法人 ぽこ・あ・ぽこ	佐 藤 は る	
学識経験者	むつ公共職業安定所	村 上 弘 道	
	青森県立 むつ養護学校	越 膳 一 也	

委嘱期間：令和3年10月1日～令和6年9月30日
一部前任者の残任期間で委嘱

資料2 用語解説

この用語解説は、本計画に使用している言葉のうち、法律用語、専門用語、外来語などの一般的にわかりづらいものに解説をつけて、五十音順に整理したものです。

あ行

◆愛護手帳（療育手帳）（P.9）

青森県愛護手帳（療育手帳）制度実施要綱に基づき交付される手帳であり、知的障がいの程度によって、区分されます。

なお、愛護手帳（療育手帳）は、都道府県（政令指定都市）の独自の発行であるため、手帳の名称は統一されておらず、青森県では「愛護手帳」となっています。

◆インクルーシブ保育・教育（P.26）

インクルーシブ（inclusive）とは「包摂的な」「包み込む」という意味で、障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に保育・教育を受けることで、「共生社会」の実現に貢献しようという考え方です。

インクルーシブ保育では、様々な背景を持つ子どもを同じ空間で受け入れ、すべての子どもが個々に必要な援助を受けながら共に成長できるような保育を行います。

また、インクルーシブ教育では、障がいの有無にかかわらず誰もが望めば合理的な配慮のもと地域の普通学級で学ぶことのできる環境を構築しています。

か行

◆共生社会（P.1）

障がい者をはじめ、これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった人々が、積極的に参加・貢献していくことができる社会。誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様なあり方を相互に認め合える全員参加型の社会のことを目指します。

また、そのために、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる社会の形成をめざすものです。

◆協働（P.23）

異なる主体が何らかの目標を共有し、共に力を合わせ活動すること。一般的な概念ではありませんが、本計画では、市民と行政が対等な立場で目的を共有しながら、連携・協力して地域の公共的な課題の解決に取り組むパートナーシップのあり方を表現する概念として用いています。

◆居住地特例（P. 4）

施設等所在地の支給決定等事務及び費用負担が過大とならないよう、居住地原則の例外として、一定の施設等の入所・入居者については、入所等する前に居住地を有していた市町村を支給決定等及び給付の実施主体として取り扱うことです。

◆高次脳機能障がい（P. 3）

交通事故や脳血管疾患などにより脳に損傷を受け、言語・思考・記憶・行為・学習・注意などの知的な機能に障がいを抱え生活に支障を来すことを指します。

高次脳機能障がいは、精神・心理面での障がいが中心となるため、外見上は障がいが目立たず、誤解を受けやすいため、人間関係のトラブルを繰り返すことも多く、社会のなかで孤立してしまったり、社会復帰が困難な状況におかれることもあります。

◆合理的配慮（P. 24）

障がいの有無にかかわらず、平等に人権を享受し行使できるよう、一人ひとりの特徴や場面に応じて発生する障害・困難さを取り除くための、個別の調整や変更のことです。

平成28年4月に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）により、行政機関や事業者には、障がいのある人に対する合理的配慮を提供することが求められるようになりました。令和3年の改正では、それまで努力義務であった事業者による合理的配慮の提供が義務化され、令和6年4月1日に施行されます。

さ行

◆児童発達支援センター（P. 49）

地域の障がいのある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を行う施設です。

◆手段的日常生活動作（P. 21）

電話の使い方、買い物、家事、移動、外出、服薬の管理、金銭の管理など、日常生活動作ではとらえられない高次の生活機能の水準を測定するものをいいます。

◆手話通訳員（P. 92）

音声言語・手話間、又は異なる手話間を変換して通訳する人のことをいいます。

◆障害児福祉計画（P. 1）

児童福祉法第33条の20の規定に基づき、市町村が策定する計画で、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に即し、策定する計画です。

◆障害者基本法（P.2）

障がい者施策に関する基本的理念とともに、国や地方公共団体等の責務、障がい者のための施策の基本となる事項を定めること等により、障がい者のための施策を総合的かつ計画的に推進し、障がい者の自立とあらゆる分野の活動への参加を促進することを目的とする法律です。

◆障害者計画（P.1）

障害者基本法第11条に基づき、市町村が策定する計画で、障がい者のための施策に関する課題、目標、具体的な方策などを定めるものです。

◆障害者総合支援法（P.2）

障がいの有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とし、障がい者・障がい児が基本的人権を享有する個人として尊厳ある生活を営めるよう、必要な障害福祉サービスの給付や地域生活支援事業などの支援を総合的に行うことを定めた法律。

「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」の施行により、平成25年4月から「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」となりました。

◆障害福祉計画（P.1）

障害者総合支援法第88条の規定に基づき、市町村の実情を勘案して作成されなければならないとされているもので、障害福祉サービス、相談支援体制及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関して定める計画です。

◆情報アクセシビリティ（P.1）

アクセシビリティ(accessibility)は、近づきやすさ、利用しやすさ、便利であることなどと訳され、パソコンやスマートフォンといった情報通信機器が広く活用される現代において、障がいのある人や高齢者を含め、すべての人が円滑に機器やサービスを活用しながら情報の取得利用や意思疎通の向上が求められています。

◆身体障害者手帳（P.9）

身体障害者福祉法第15条に基づき交付される手帳であり、身体障がいの程度によって、1級から6級までに区分されます。

◆生活の質（QOL）（P. 50）

障がい福祉における「生活の質」としては、日常生活動作の向上にとどまらず、文化活動や社会参加等を含め、障がいのある人の社会生活の質的向上が必要であるという意味で用いられます。

◆精神障害者保健福祉手帳（P. 9）

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に基づき交付される手帳であり、精神障がいの程度によって1級から3級までに区分されます。

◆成年後見制度（P. 34）

知的障がい、精神障がいなどで判断能力が不十分な人が、様々な手続きや契約を行うときに、法律面や生活面の支援を行い、本人の権利や財産を守るための制度です。

制度には、既に判断能力が低下している人のための法定後見制度と、将来判断能力が低下したときのために準備しておく任意後見制度があります。

た行

◆地域資源（P. 88）

特定の地域に存在する特徴的なものを資源として活用可能なものと捉える人やもの等の総称。ここでは障がい福祉を推進していくうえで、活用可能な地域に存在する人や事業所、団体等の取り組みなどをいいます。

◆地域自立支援協議会（P. 4）

障がいのある人の地域生活を支援するために、多様な相談に対応し、保健、福祉、医療等の各種サービスの総合的な調整を図る組織です。本市では、平成19年4月にむつ市地域自立支援協議会を設置しています。

地域自立支援協議会の主な役割としては、障がい福祉に関する情報の提供及び助言、保健等サービスを必要とする障がいのある人一人ひとりの具体的な支援策を検討する等、課題の解決や保健等サービス提供機関に対するサービス提供の調整を図ります。

◆特別支援学級（P. 32）

小学校、中学校、高等学校、中等教育学校や幼稚園においては、教育上特別の支援を必要とする児童・生徒や幼児に対し、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行う学級のこと。「学校教育法等の一部を改正する法律（平成19年4月施行）」により、これまでの「特殊学級」が「特別支援学級」となりました。

◆特別支援学校（P.32）

障がいのある人等が「幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準じた教育を受けること」と「学習上又は生活上の困難を克服し自立が図られること」を目的とした学校です。旧・盲学校（もうがっこう）、旧・聾学校（ろうがっこう）、旧・養護学校（ようごがっこう）は、「学校教育法等の一部を改正する法律（平成19年4月1日施行）」により、学校種が「特別支援学校」となりました。

な行

◆難病等（P.3）

難病法（難病の患者に対する医療等に関する法律）に基づく難病は、発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるものです。

このうち、当該難病の患者数が本邦において厚生労働省令で定める人数に達せず、かつ、当該難病の診断に関し客観的な指標による一定の基準が定まっていることその他の厚生労働省令で定める要件を満たすものを指定難病といいます。

なお、難病等には、特定医療受給者や小児慢性特定疾病医療受給者を含みます。

◆日常生活自立支援事業（P.34）

判断能力の不十分な方々（認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など）を対象に、福祉サービス利用手続きに関する相談・援助、日常的な金銭管理などを行う制度です。

◆ノーマライゼーション（P.30）

障がいのある人もない人も誰もが特別に区別されることなく、個人の尊厳が重んじられ、地域のなかで同じように生活を営める社会が通常（ノーマル）の社会であるとする考え方です。

は行

◆発達障がい（P.3）

人間の初期の発達過程が何らかの原因によって阻害され、認知、言語、社会性、運動などの機能の獲得が障害された状態をいいます。

発達障害者支援法では、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥・多動性障がいなどを発達障がいとして挙げています。

◆バリアフリー（P.23）

生活のなかで不便を感じること、様々な活動をしようとするときに障壁になっているバリアをなくす（フリーにする）ことです。

◆ピアサポート（P.91）

同じ課題を抱える人同士が支え合いのことをいいます。例えば、同じ障がいを持っていたり、お互いに介護をしているなど、互いの経験を伝えあったり、分かち合うことも、ピアサポートの1つです。

◆福祉的就労（P.45）

障がいのある人の就労形態の1つ。一般就労（企業的就労）が困難な障がい者のために、サービス提供事業所等で職業訓練等を受けながら、作業を行う等、福祉的な観点に配慮された環境での就労のことをいいます。

◆ペアレントトレーニング（P.91）

障がいのある子どもを持つ保護者等が、環境調整や子どもへの肯定的な働きかけを学び、子どもとのより良い関わり方や心理的なストレスの改善、子どもの適切な行動の促進と不適切な行動の改善を目的としたプログラムです。

や行

◆ユニバーサルデザイン（P.23）

あらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方です。

◆要約筆記者（P.88）

聴覚障がいのある人に話の内容、会議の進行、講演の内容などをリアルタイムで文字通訳する、筆記通訳する人のことをいいます。

ら行

◆レスパイト（P.76）

「小休止」「息抜き」「休息」といった意味を表す言葉で、誰かをケアする立場である介護者や保護者が、一時的にケアから離れて休息をとることです

英数字

◆NPO（民間非営利組織）（P.106）

特定の非営利活動を行うことを目的として、特定非営利活動促進法の定めるところにより設立された法人のことです。

法人格を取得できる団体は、営利を目的としないものであること、特定非営利活動を行うことを主たる目的とすること等の要件を満たすことが必要となります。

むつ市障がい者計画
第7期障がい福祉計画
第3期障がい児福祉計画

令和6年3月 発行

発行者 むつ市福祉部障がい福祉課

〒035-8686

青森県むつ市中央一丁目8番1号

電話：0175-22-1111

市ホムページ <http://www.city.mutsu.lg.jp/>